

210.3
0.25

志賀矧川君評
荻村龍洲君著



日本建國之真相 全

丸善株式會社書店
敬業社
發兌

1228

序

志賀劍川君評

余は曩に本篇の研察と終るや是れ或は皇室の尊榮と毀け國体の神聖と損するならんやと疑ひき然れども退ひて又忽ち以爲らく科學の靈光を照して國史の實體と輝揚するは邦人の須らく力と致すべき所なりと以て同郷の識者志賀劍川君を諮れり君輒ち一閱して而して醇として曰く滔たる史論の流行は近日に至りて頂天に達し其弊の來るや相競ふて人物の有無と穿鑿し人品の正邪と揣摩し或は斷紙零冊と據として成史と抹殺とること垢膩と爬剔して驅幹と割烈すと謂ふが如く邪推穿ちと逞ふして境遇と面白く想像せんと務むること小説家が意匠を苦心とるを似て以て沾々として自ら得たりと爲と者多々是等奚んぞ史論の實相とし肯ず可らざるを疑んや乃ち科學の審判としての出色の發明と見ること鮮なきは怪しむる足らざるのみ而して是の論述と關するを節々を泓たるもの立論斬新にして多くは人の道破と經ざる所其の天神の高天原常世國蓬萊山及扶南等の所在と關係と表白して諸冊二尊の降

陸地天の梯立及浦島太郎の事蹟等と釋けるは亦是れ亞濠米三大陸に對する日本の由來と瞳
 發したりと請ふ可きか其他實としての短評にして而して聽く可き者尠しとせず想ふに本篇
 が史學に與ふるの裨補は彼の沾々者流に比して大なる所をべきと信ず唯愛國の血涙と凝らし
 て緒論及結論に充てたることは是れ或は讀者として歴史上の關鎖に依りて陰に亞細亞民族の
 關和に謀せんとし又日本魂と驅りて對外張權の方面に向はしめんとの腹案と孕める偏屈の
 史論とし觀せしむるの嫌なきか然れども考証は考証にして史論は史論なり曾て日本民族が
 亞細亞古民族の覇權を掌にせしは史乘の載す所なると以てして以て是れと今日望むは固
 より史論の史論たる所以を背かずとせん彼の己れの政眼を映する幻象に由りて黑白と誤る
 が如きは鷹瞳の史家に乏しからざる今日に在りて是れと患へず寧ろ亦以て日本元氣の彈發
 を効ありと爲す可きを要するに子が轉軻頻りの境遇に處し獨力にして能く引証富饒のいゝ
 る冊子と成就するもの眞個其氣力の厚さを感じ是の夫れ十九世紀の史眼は燭として電氣燈
 の如し秘密何として長へ守ると得んや一旦史學のチャンパーレインの手を罹り一時を費

決して拾収す可らざるに至らんよりは均しくば是れ我邦人の手に藉りて次第に腐蝕と去り
 漸次に改削を加へんの子が所謂皇室の尊榮國體の神聖に至りては古史の秘密以外に奧妙の
 義理と有せずして可ならんや況して國史として科學的方法を據らしむるの要論勿きとや本
 篇の梓み上る若し一秘密論家の思ひ所を觸るゝあらんも非は蓋し我を歸せしと余は是の批
 評の哲學的なるを保たずと雖も小説家的に非ざるを信じ又深く君の諭告に伏せり乃ち君
 の許諾と請ひ録して茲に序とす。

癸巳の歲中秋

著者識

本篇と考究とるに際し田口卯吉君矢田部長吉君内藤虎二郎君及其他長友諸君の卓
 説と視ひて討磨の本旨を造詣したること尠ならず因て公けに一言して双なく感銘
 の微意を表す

然れども推測及論斷一切の責は固より著者一己に在り
 讀者幸ふ是れと諒せよ。

本篇考證の要領

- (1) 星雲説と開闢説の比較
- (2) 別天神及天神の名は比偶の意と含める事
特生神と耦生神の義理
- (3) 日本建國者は諸冊二尊なる事
- (4) 高天原及天の意義
- (5) 倭は燕ふ屬せざりし事
- (6) 筑紫女酋長の支那交通
- (7) 「とこよ」に三個の意義ある事
- (8) 古代の日本國に於ける東夷北狄
- (9) 朝鮮語滿洲語及蒙古語と日本語の關係
- (10) 羅摩船と白蘇皮船の史學的觀察
- (11) 惠比壽神の性質
- (12) 朝鮮及西南部支那の古名
- (13)

- (一) 節
- (二) 節
- (三) 節
- (五) 節
- (六) 節
- (九) 節
- (九) 節
- (九) 節
- (九) 節
- (十) 節
- (十) 節
- (十) 節
- (十一) 節

(27)(26)(25)(24)(23)(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)

垂仁帝が橘と求めたる源因
田道間守之自殺の源因
蓬萊山は南米の北部或は中米なる事
浦島太郎は我國の第一亞米利加發見者なる事
惠比壽神は外國人なる事
天神の高天原は東京地方なる事
神代の靱劔玉及鏡等は東京地方の産なる事
古代に於ける日本語と胡語及馬萊語との關係
日本建國民族は胡七分馬萊三分の風俗なりし事
扶南及林邑比隣の古代
日本建國者の第一降臨地は雲石の交岸なる事
日本建國者の第二降臨地は淡路國比隣なる事
蛭子島淡島及淡路は雲石の交岸に在る事
日本建國者が諸島侵略の順序

(十二節)
(十二節)
(十二節)
(十二節)
(十二節)
(十三節)
(十三節)
(十三節)
(十三節)
(十三節)
(十三節)
(十四節)
(十四節)
(十四節)

(31)(30)(29)(28)

建國者の侵略地は琵琶湖以西なる事
天の梯立は建國者の造船所なりし事
素盞鳴尊の渡韓
太古に於ける海原管領及常世管領

(十四節)
(十五節)
(十五節)
(結論)

目次

緒論	我帝國の名稱
一節	開闢說
二節	天神の辨
三節	日本建國說の曲直
四節	日本建國の年代
五節	日本建國の祖神
六節	天神の高天原及天の意義及關係
七節	天の所在は地球外に非ず

- 八節 天の所在は日本國より西方なり
- 九節 天の所在は歐洲濠洲西南亞洲及亞弗利加洲等に非ず
- 十節 天の所在は東亞洲及北亞洲に非ず
- 十一節 天の所在は西南部支那なり (I)
- 十二節 同 (II)(III)
- 十三節 天神の高天原の所在は東京地方あり
- 十四節 日本建國者の日本國經營
- 十五節 日本建國者の朝鮮比隣及西南部支那比隣經綸
- 結論 日本國版圖の消長

日本建國之真相

荻村 龍洲 著

緒論

我是の日本國の島嶼國等として太平洋上彈丸黑子の小み比す或は警するお豆大と以てとると亦宜あり而も號としての美あらざるものは蓋し獲す彼の尊國と喚ばれ皇國と謂ふと貴重既に雙無し概して曰はるる内人自ら呼ぶもの外人羨して目とるもの皆寧ろ爽快の稱お非るは莫し或は曰ふ君子國以て臣民の徳性と誇るお足る或は曰ふ武國以て臣民の魂膽と負ふお足る或は曰ふ桃源以て臣民の親和と矜るお足る或は曰ふ寶國以て臣民の富裕と恃むお足る或は曰ふ美術國以て臣民の技能と揚ぐ可し或は曰ふ猿猴國以て臣民の習工馬鹿の國豚羊の民族を扱するおると知る況んや又我れ日本と謂ふは旭旗の翻々たるを標せずや彼れ漆國と喚ぶは固楯の特産物あると示さずや單に蜻蛉洲と號するも爰乎翔りて蠕蛆の群と脱するお非ずや且や西洋崇拜論者が認めて以て東洋の大英國と爲すが如きも亦是れ將來の一吉兆お非ずして何ぞ嗚呼我帝國の佳名何ぞ夫れ斯の如く穰々たるや是等総て個人が錦綾綺織と纏ふ

二
み比して一竿の齋ありとす然り而して眸と陸土の絡脈を放んか尙一つ是等の匹儔を可らざる卓快の號を得ん乞ふ我帝國の形勢と觀よ大蛟壘を蟠りて爪牙と磨き眼鏡と光らし宛它一躍して將ふ天と衝のんとするの威と張らずや右擘右脛は太平洋と擾盪し左擘左脛は亞細亞大陸と抓破するが如く鬚刺大願と嗾せば米魯孰れの腦巔と碎らんか尾端一たび振搖せば濠洲馬萊は何處に飛ばん若し一、巨鱗頭を始めて全身窺力と馳せんか歐米の陸大なりと謂ふも塵粉と化せずんば微塵に滅す可し乃ち曰ふ昇天蛟洲の號則ち是れ豈亦以て唯一絶比の號と爲す可らずや然り而して我帝國今の傾向や懦弱如蚕の風潮滔として泥濁心魂腐敗の氣烟は渦捲き昇りて天を沖し特ふ是れと政海に見れば藩閥政府未だ倒れずして黨閥漸く弊と醸し奸商利と壟斷するの風猶酣なるが如くおして賄賂の聲四方に喧しく臣民閱牆を徒らおして偷安の害久しきお亘り大政遅々として天步艱難得て彼の多數の名お配す可きの實と見す否寧ろ一つお求めて得ざるなり抑も誰の能く浩歎無きことと得んや真個名なるものは一個實の面、名有つて實無くんば實の名有りと謂ふと得ず虚名は寧ろ無名お若かざるなり而も又虚名長へに守る可しとせば則ち已む夫れ茲お幾千の歳皇統連綿として極と經緯に比ぶる我が帝國臣民の分として奚んぞ實名と得ずして可あらんや地の利は既に自然お享けたり而

して歐亞破綻して天の時と與ふるは立つて待つ可し須らく道義と張り法規と研き上下親睦し強弱扶掖し貧富黌縁し以て人和と全ふして機と狙ひ亞細亞民族の盟主お位して世界の覇權お執掌をすることは是れ我同胞の決心如何お在らんや嗚呼幾多卓快の名有實として謳はれんか無實として笑はれんか誠に我同胞の覺悟如何に因る豈亦少しく奮勵せずして可あらんや然り而して是れ是の勇圖は正お建國祖神の遺謨なりとす本篇の考證する所實に獨り是の遺謨の史のみ然り而して日本建國の實談なり故お題するお日本建國之真相と以てせり苟も有血日本人として本篇と一讀せば誰か今日お於ける我版圖の縮少と見て祖宗お恥お世界お恥お又自ら心お恥おざらんや不肖亦千行の涙なくんば在らざるなり。

一節 開闢說

星雲學者の開闢說お從へば地球は本と炎々たる太陽の一小片塊蒸々煌々として大空お懸り漸次冷却して渾沌たる液体と産し終お凍縮極つて固体と生じ是に於て氣體は圓周に浮遊し液体は球内お墊居し固殼其中間に位して水陸分れ而して後礦物生じ植物生じ終に動物産せり云云と翻りて我東洋の開闢說と案するお曰く乾經坤緯の未だ剖判せざるや渾沌たること雞子の如く溟滓にして而して牙と含めり其既お幾萬歳と經過するお及びて機微おして隱昧

なるも陰陽忽然として發作し輕澄なるものは昇騰して天と爲り重濁なるものは淹滯して地と爲れりと兩者は實に符契と合したるが如し東洋開闢説の眞は科學の保する所なりと謂ふ可し彼の耶蘇教國の奇怪なる開闢説は謂ふに足らざるなり、

二節 天神の辨

古事記著者及日本書記著者は開闢期前後の諸神と臚列して曰く「造化の主神蓋し三則ち(1)天之御中主神(2)高皇產靈神(3)神皇靈神是れなり次ち造化補禱の主神蓋し二則ち(1)可美葦牙彥舅神(2)天之常立神是れなり而して是等五神は皆特生の神靈にして後世稱して別天神と曰ふ開闢後初代の神靈は國常立尊と號し次ち豐斟淳尊あり是等二神も亦特生の神靈なり次ち泥土彥尊沙土沙尊次ち角杖尊若杖尊次ち大戸道尊大苦邊尊次に面足尊吾屋根尊次ち伊弉諾尊伊弉册尊あり是等十神は皆耦生の神靈なり而して後世國常立尊以下と總稱して天神七代と曰ふ」と所謂別天神とは人類以外の靈體なる事と諷するが如く五主神の名稱中おは一個特異の意義と含蓄する種類と雖も東洋古典學の進歩猶幼稚なる爲め解釋と與ふること能はず唯余の推測に因れば其想像上より生れたるか推理上より解きたるのは判別し難しととも造化の主神蓋し三と謂へるは(1)日(2)月(3)星辰或は(1)天(2)中空(3)地の若しくは他の是等比類の物體に偶し造化補禱の主神と謂へるは(1)天(2)地或は(1)海(2)陸若しくは他の是等比類の物體に偶したる神名なる可し九節に於ける古事記及日本書記提出の兩引證み從へば高皇產靈神或は神皇產靈神は吾人と均しく人類の形體と備へて大己貴尊の時代までも生存したるが如しと雖も高皇產靈神或は神皇產靈神は造化の主神にして大己貴尊は地神なり其間と隔つる天神七代の歲月のみと算するも漠大の歴數にして古代の人類如何も長壽なりしとするも其間と生存することは萬一も得可らず蓋し九節の兩引證に所謂高皇產靈神或は神皇產靈神は其實は天神中の一人なるも後世の史家則ち古事記著者及日本書記著者の註認に因りて別天神と歸したるある可し兩書交互すら既お説の相牴牾せるが如きも亦是れ其證の一端なりと謂ひ得んる若し是の推測と以て信す可らざるものと假定すれば高皇產靈神及神皇產靈神なる名詞は天神朝廷の大官名ありとせざるを得ず然れどもある妄執は古事記及日本書記の記事と翻譯一了すれば容易も釋然たらんのみ終ふ止むなくんは當世の苗字の如く子々孫々に冠せる名詞なりと解せんる蓋し別天神及天神の世と通じて授名命字の規格は日本建國の前後と同一なりし者なる可く而して伊弉諾尊伊弉册尊及地祇の時代より人皇の初世に於ける授名命字と審査するも左る規式の痕跡

を發見することなければ是れ又亦謬説ふ入らんのみ果して然らば造化の主神の稱號に關する余の推測は寧ろ正當に庶幾からん然れども特生の神靈なる名稱とば別天神を負はせたると見て余の推測と擴くるの辭柄を供せんと欲する者もある可しとせん然れども深く古史家が想像と走せ又偶托と舞はすの眞髓と擲するに至らばあゝる迷雾は忽如として消散を可し抑も古史家が造化の主神及造化神補の主神なるものと譬構したる所以のものは國常立尊以前に於ける特生神の員數苗字等の知り難かりしが爲めなる可く而して別天神なる稱呼と遣して天神との區別と明かにしたるは暗々に己れの架空説なることと示し以て其相混亂せざらんことと期したるの觀あり然り而して特生神及耦生神なる語句は蓋し社會學者が最も注目と可き詞句ならん余の推測に従へば是等兩語句は男女配偶に關する一大限界と示すものにして特生神の時代は必ずや夫婦の道邊として禮なく純ら多夫多妻の習俗あれば父母兄弟の繩縁も續微ありしなるが如く耦生神の時代に及びて初めて一夫多妻若しくは一夫一婦の婚儀起りて親子同胞の關係も緒を就きたるが如し然れば日本書紀著者が天神中を千五百座の子と有したる者の有ることと叙したるは畢竟奇怪ならず唯所謂子なる名詞が今日の命名を較して大差ある意義と保ちたることの證とす可きのみ蓋し多夫多妻の世紀を在りては一髮

の繩縁も濃膠の血統も皆均しく一盆に盛り其間と區劃を可き詞句の便と保たざりしなる可し次ハ天神の名字の如きも古事記及日本書紀の出世時代を於てとら既ハ不分明なりしが如し蓋し天神の名字は後世の史家が奉呈したる謚なる可し最終の天神と表する伊弉諾尊及伊弉册尊なる名詞は撥亂開邦の徳と贊して以て佛經の所謂伊舍那天及伊舍那后の功德に比したる謚なりとせん古史著述の時代には朝臣多くは佛經と崇尙したるを因りて鑑みれば是れ蓋し實相に近きものと謂ふ可し。

二節 日本建國説の直曲

日本建國は書契以後を屬し胡字則ち所謂神字の支配と蒙りたりと雖も其原文はいつしの既み堙滅して今や所謂古史の徵すべきもの有るのみなれば雲霧幕として近代の亞米利加及亞弗利加に於ける諸共和國建國の如く明瞭ならず抑も古史の叙する所は總て唯神字の記録と採りたるものは非ず又口傳或は碑傳とも根底を爲したること疑なし乃ち口傳及び碑傳をして全く以て憑ひに足らば史家の靈腦と待つもの要なしと雖も鴻荒の世紀に於ける蒼生は猶蠢爾として蠻樸味矇の域と脱せず其智慧感識の癡鈍甚しきや怪異無繼なることとも直ち崇め奇譚可笑なることとも忽ち不信し其妄憶濫想漫測を忙しきは惘乎呆然たる可き價あり其

口傳及碑傳の漸く蕪苔と生ずるも及びて事蹟の實形と失ふものも蓋し甚らざる可し加之
 又流遷授受の機も一犬虚と吠へて萬犬真と傳ふることあれば茲も又十一の片影と損すなし
 とせず果して然らば古史の記事中も謬談訛説の存在するは榮として論勿らざる史家の相
 批評して立證推定の精純と説ふ所以のもの亦實に宜ありと爲と夫れ然り是も於て日本建
 國の始末の如きも異説百端もして一定の曲直あると見ず恰も百千の人亂絲と手にして緒の
 在る所も惑ふが如し然れども是れ寧ろ史學の進歩に對して裨補と與ふること鮮あらざれ
 ば毫も厭ふ可き事も非るなり獨り偏も想像と逞ふして世人の歡と號び引證の科學的審判と
 輕忽も附とるは史家の最も慎重して避けざる可らざる所なるも以て余は特に是の點も注意
 し信ず可しと信ずる考證と擧げ探る可しと信ずる科學的判定と擇び立論の規準と苟もせず
 して理の行く方向と察するも止めんとす古今の邪説の如きは故らに摘發して排嘲すること
 と爲さず唯己れの本尊として光明と放たしむると以て唯一の本分と爲すと雖も幸も能く本
 分と果し本篇もして立證精確の公評と得ば日本建國も關する諸説の曲直は明鏡に映するが
 如く彰たる可し乃ち邪説は自ら消するに至らん。

想ふも世界開闢及日本建國も關する古史百家の説も就きて萬代不變の眞義とし認む可きも

のは余が一節に於て辨じたる釋典の涅槃説も周易の陰陽説と一統して得し唯一の開闢説あ
 るのみにして他は概して聽くに足らざるが如し山崎派が五行の埋窟と根城として土金の説
 と守りたる本居流が偏も想像と飛ばして天神の高天原と天上も歸したる羅山徂徠の一派が
 日本主權者の始祖と以て周の太白なりと爲したるが如き皆既に近代の史論家か妄として排
 斥する所而して晩近も於ては高天原の所在と蒙古と付ふもの南洋と推するもの、二派起り
 相論難して一時史壇も囂々たりしと雖も詮すれば共も架空説と想像談の中間も漂ひしのみ
 又頃日渡邊善太郎君が大和民族の故國私考と題して史海も掲げられたる考證とし謂ふもの
 一見塾着なるも似れども再閱すれば唯支那の波斯交通も對する考證として價值と有し却て
 本論も向ては頗る疎遠の評なるが如きと見る君は冒頭に於て支那民族は紀元前千百二十年
 前後も在りて既も外國と交通したりとのレヴェレンド M. Schaub. 氏の説も擧げ而して夫れ
 より百餘年と經て希伯來王ソロモンが船と造りツロ王ヒラムの舟子と得て印度貿易と搦ら
 しめたる事と猶太人は紀元前七百六十年の頃既も其京城も於て秦、人も接したる事及ド
 クトル Edkins. 氏の考證もして真相ならば支那人は波斯西部の民族と交通したる事と述へ
 而してエドキンス氏の考證も提出して後終も千八百九十一年英國刊行 chinehmen almanack.

中の The bridge over the wami. は物と繋げる黒人吊橋と渡り鱈魚人と窺ふて水中に跳るの
 圖ある事と叙して日本語のワニは是の wami. 則ち亞非利加語の轉化なりと評し而して是の
 轉化と解して大和國北部の村名二名と呼ぶに村人凡へてニと詛りてシと謂ふも比もたり抑
 も是等の數件と翫味すれば大和民族之故國を封して因縁ありと稱すべきもの獨り Wami. の
 一語あるのみ似ずや又彼の撮出せられたるエドキンス氏の考證に至りては日本民族に對
 して一層迂疎なる分類を要する君はワニ wami. の音殆んど相均しきとのみ以てして日本民
 族之故國と推測されたりと謂ふ可し然り而して一詞一句の音相一致し或は髣髴たるは異種
 族の國語交互に於て往々存する事蹟にして是れを以て直ち認め國民の新家本家と知
 る可しと爲すは非の明白なるものなる可し日英兩國の語音を就きて例せんや (ソーユーナ
 則ち左様謂ふな) は Soyounosay. と相近く (モック) 則ち三百代言) は Monger. と相近く而して
 (アイ) は Ay. と一致せりかゝる認詞句類似の一端を以て國民の祖宗と臆定して可なりとせ
 ば日本民族の本家は (チユートン) 種族ありと叫ぶと得ずや是れも由て考ふれば君の説も可
 否の判瞭然たる可し古今の古史説は凡そ斯の如きもの多きと以て余が日本建國に關する諸
 説を對して一々駁評することと爲す総て一括して以て専ら自説の光芒を放たんと努
 むるの側面を於て排斥せんとすること寧ろ是れ可ならずや。

四節 日本建國の年代

日本建國の年代は漢として知り難く唯鴻遠の太古に屬すと謂ふ可きの外なし是れと古史を
 徵すれば天孫降臨以來一百七十九萬二千四百七十餘載と記するものあり即ち一讀するに當
 りては眞の歴數なるに似て天孫以後の靈元は恰も火と觀るの感想ありと雖も其因る所と討
 索すれば宛として雲と擲むが如く総て後世の史家が構造したるもの種類し毫も信と措く能
 はざると見る好しや口傳或は碑傳と眞寫したるものと假定するも兩者既ち已に謬謬なしと
 せず且や當時の所謂千歲萬歲は今日の所謂千歲萬歲を符合するやは固より保すると得ず其
 幾歲幾月幾日と相配合す可きやも亦證すること能はず神道家の所謂冥界に屬するには非る
 可きも實に神秘なるの概ありと爲す將來に於ては史學及人種學の檢校は尙も滔として注む
 べければ或は是の神秘を向て大明と與ふることなしとせし然れども今日に在りては日本建
 國の年代は所謂不可知的なるものなり是れ寧ろ余一己の私觀を非ずして現代に於ける史家
 の輿論なるが如し。

五節 日本建國の神祖

日本建國の神祖を關しては敢て喋々するの要なし日本書紀に曰く (一) 天神謂伊弉諾尊伊
 弉册尊曰有豐葦原千五百秋瑞穗之地宜汝往循之……伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上

共計日底下豈無國歟迺以天之瓊矛指下而探之是獲滄溟其矛鋒滴瀝之潮凝成一嶋名曰磯馭廬
 嶋二神於是降居彼嶋……」是と古事記に照とも異文同義なり而して是の記録に所謂伊
 弉諾尊伊弉册尊と以て日本建國の祖神と爲とは今日に於ける史家の輿論を以て日本建國の祖神
 得たるものなり然れども又一流の邪説ありて天津彦彦火瓊瓊杵尊と以て日本建國の祖神
 ありと爲し開闢記著者の如きは伊弉諾尊伊弉册尊は史家後世の架空談より起りたるもの
 して兩尊の事蹟は則ち天津彦彦火瓊瓊杵尊の事蹟なるべしと謂へり是の妄説たる一二の
 證據とだも有せざる故に敢て辨駁するの要と見ずと雖も又是の迷想たる少しは原因なきに
 しも非ず蓋し是れ天神の高天原及日本建國者の高天原の所在と關係と知らず又神道家の所
 謂冥界説及顯界説の奧義と悟らざるの罪なりとも神道なるものは其宗教なると然らざると
 お關せず祖宗拜崇の歴史的觀念より來りたるものなるが故にお冥界説及顯界説の如きも祖宗
 の神聖と保庇して唯我國獨尊主義と民人の心底へ人爲的にお注入し以て迷信妄執の能力と利
 用して尊皇愛國の氣尙として金鐵ならしめんとの一方便おは非ざるか乃ち冥界とは秘して
 窺はざらしむべき境裡の稱おは非ざるか顯界とは冥界お對して設けたる境裡の號おは非ざ
 るの是等の事は本尊外の主旨お屬するを以て深く辨解せずと雖も次の數節に於ける天神の

高天原及天又諸册二尊の内外經綸お關する証明とも誦了一遍せば日本建國の祖神に對する
 註感と共お自ら腦底お釋然たると覺お可し。

六節 天神の高天原及天の意義及關係

とも天神の高天原は何處の邊ぞ曰く天神の高天原は天お在り而して天は幽冥界に屬すると
 以て凡腦の端知し能はざる所と是れ則ち日本古史家の認識したる唯一の高天原説なるが如
 し然れども余の研察せる所に因れば天は幽冥界お屬せずして却て顯明界お在り唯天神の高
 天原は天お在りとの説は是れと日本書紀に徴すれば天及高天原ある字句極めて多く其關係
 の如きも一目瞭然おして眞に其然ると見る而して古事記に至りては天ある字句と用ゆる事
 稀なりと雖も亦一二と欠けるおも非ず例令へば大穴牟遲神の條に曰く「(一)……爾其
 御祖命參上于天請神產巢日之命……」是等と以て證とせば古事記も亦天神の高天原が
 天お在ることに贊同せるものと謂お可し乃ち曰ふ天は天神の高天原の所在なり。

天及高天原なる名詞の實義は神道家の説く所及普通人心の認むる所と稍や差あるを以て論
 證の冒頭として茲に一言せざると得ず抑も天及高天原は貴重なるものと九重の天お比したる
 尊敬上の詞句にして是れと解釋するお漢字句の意義殆んど相均しきものと以てせんか高天

原は京畿輦下及皇都の意義なり天は貴邦上國及靈界の意義なり而して天と以て高天原み代用することあり是れ蓋し北京に向ふの遊歴者が稱するみ支那行と以てするの類なる可し要するみ神代み於ける天則ち「あま」なる詞は今日の上則ち「うへ」なる詞の意義と以て廣く漠たる意義に因りて普く使用されたるあり又往々みして天と冠詞に用ひたると見れども是れ亦尊敬上み出るの然らざれば深き意義あるみ非ずして唯次句の意義と潤色するみ過ぎざるあり是等の命名に關しては偏癖双びなき史家と雖も敢て異論と唱へて辨難することなる可しと信ずると以て引證と舍つることせり。

七節 天の所在は地球外に非ざ

天は蒼穹の冥界に非ず又黒坤の幽界みも非ず唯或は炎陽或は月球或は其他の或恒星若しくは地球外の遊星に在る仙界なるやも知る可らざるが如しと雖も是れと古史み徴されば炳として其然らざると知る可し則ち古事記み曰く「(三)……………故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以晝者青海原鹽許袁呂許呂遷壽鳴而引上時自其矛末垂落之鹽累積成島是即淤能井呂島於其島天降坐而……………」日本書記み曰く「(四)……………伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮橋之上共計日底下豈無國歟迺以天之瓊矛指下而探之是獲滄溟其矛鋒觸瀝之潮凝成一島名之曰磯敷盧

二神於是降居彼島……………」是の兩文中み在る天浮橋なる詞句は天の船舶の稱みして滄溟なる詞句は青海原の別名なること古史家の総て是認する所なり因て兩文の意義と解すれば毫も牴牾する所なし乃ち伊弉諾尊伊弉册尊は船舶の便と藉りて海洋と渡り以て我日本國へ到着したること發として明白なり而して蓋し兩尊の時代み於ても地球の周圍は空氣の被覆する所なりしなる可ければ決して航行し能はざりしや必せり果して然らば兩尊の船舶と浮べたるは地球面上の海洋なること明瞭にして大西洋み非ずんば太平洋なる可く太平洋み非ずんば印度洋なる可し是れに由て之れと觀れば天の所在は地球外の境界み非ざること得て争ふ可らざるの事實なり。

八節 天の所在は日本國より西方あり

我日本國は四面環海の島嶼みして四方航通の利便絶大なるは敢て余の喋々すると要せず一葉の輕艦は以て舳端の向ふ所み從ひて西天印度洋と衝ひて又大西洋と渡る可し其着岸の如きは大陸と求むるも島嶼と撰ぶも歐羅巴亞弗利加濠太利亞及亞細亞の所屬唯欲するに委ねんのみ又東天は太平洋と航す可く以て南北亞米利加の八方四隣み達するは自然なり故に是れに反して外域よりして我日本國に入らんとするも亦其何處の濱よりすると問はざるなり

あるが故に伊弉諾尊伊弉册尊の解纜津及天の在所は漠として暗夜に物を探るが如く方角さへも定ならず亦以て不可知なるもの、一なりと爲して可あるに似るなり果して然らば日本建國者の搖籃地は遂に得て搜索す可らざるか奚んぞ然りとせんや史乘の續史家の惠は或は微おして臆なる可きも猶未だ全く煙滅するに至らずして吾人お檢磨の種と遣せり蓋し以て僥倖の一なりと爲す可し祖庭事苑に曰く滄溟は東海の別名なりと想ふは是れ天の方面より東海と眺望すれば滄溟渺茫として暗溟なるが故に東海と稱して滄溟と謂ひたるを示すものおして因て天は我日本國より西方に在ることと證するに足るのみならず若し天おして支那の域内に在りたりとせば吳越の邊の安南交趾の隈にして南海と臨める閩越百越には非ざることも證するに足らん論して是に至るは餘り極端ある可しと雖も彼の航行して着岸する者と視るに概して皆目的地中の最近なる港灣と撰び合衆國の使節ペルリの初めて我國にお來航せる時の如きも西洲及南洲の諸港灣は勿論遠兩洲の港灣へさへ廻らずして相州浦賀へ歸し又歐洲諸邦の船艦は初め多くは長崎港へ着岸したり是等總て他にお基因の存するやも知る可らずと雖も蓋し亦主として迂遠と厭ふ自然の感情に胚孕したるなる可し而して伊弉諾尊伊弉册尊の着岸したるは紀淡海峽の邊にお非ざれば雲石兩洲の交岸なり而して兩者

共に日本國の中央以西なり假令へ兩尊が最初の着岸は一個の漂着にして黒潮の流動暴風の勢力にお因りて漂航の方向遠近と左右されたりと爲すも第二の着岸は任意にお出でたりと謂ふ可し夫れ然り之れにお由て是れと觀れば天は我日本國より西方にお在ること疑なしと謂ふも恐らく過言にお非ざる可し。

天の所在は歐洲濠洲西南亞洲及亞弗利加洲等にお非ず

天は東方にお在らず故にお其南北亞米利加所屬の一地方にお非ることは疑なし而して現代に於ける白哲人種及黒色人種は日本建國の時代にお於ても早既に黄色人種と姿容と異にせしもの、如く又第一にお彼我交通の少しも史籍に載せられざるに因りて推測するに天は彰として歐羅巴或は亞弗利加にお在らざりしなり果して然らば天は濠洲におありやそも濠洲比隣の地勢たる我日本國の南方に位し相隔離する所以のものは獨り海洋あるのみおして航行の便宜甚だ大なるを以て古代にお在りても其交互通行したるの跡なしとせず乃ち是の疑題は深く考證と要するもの、如しと雖も日本建國民族を以て馬來民族なりと爲す論者の引證は皆想像上の牽合にして科學的の審査に非らず又是れと人類學の靈光にお照すに馬來人種を以て蒙古人種の祖先なりと爲す可しとは見へず又我日本民族の祖先は馬來人種の祖先にお對して遠き姻縁お

りと假定するも蒙古人種の祖先に對するが如く近き血脈と存せざるが故に天の所在を求むることは濠洲比隣に於てとるよりは寧ろ亞洲に於てするに是なりとす乃ち天は濠洲の所屬にも在らざりしなり終に天の所在は西南亞洲なりとせんか若し然りとせば該地方たる日本建國の時代も在りても既に釋門の跋扈盛なりしなるが如くなるを以て佛陀の經典は日本建國者の羅摩船に乗りて舶來と可きものなるに其然らざりしと思へば天の所在は西南亞洲も非ずと唱ふる可ならん唯或は日本建國は釋門の開基以前に在るやも知る可らず然れども西南亞洲一帯は我神代乃至人皇之中世に於ても我日本國と交通したるの蹟なきと見れば日本建國者の印度種族に非ざるは疑なしと謂ふを得ん。

九節 天の所在は東亞洲及北亞洲に非ざ

一流の論者謂ふ天は北亞洲に於ける支那國直隸省地方あり日本建國者は直隸灣と出で黃海と航し終に日本海と超へ以て日本國に上陸したり乃ち山海經に曰く「(五)蓋國在鉅燕南倭北倭屬」姓氏錄に曰く「(六)常世連燕國王公孫淵之後也」梁書に曰く「(七)魏景初三年公孫淵誅後卑彌呼始遣使朝貢」卑彌呼は倭王なり是等の記録は年代も差違ありと雖も以て我日本國が燕に屬したる證據と爲と可くある關係の生じたるは往古日本建國者が直隸省比隣則ち古の燕より出でたる由らずんば非すと夫れ然り燕は東方肅慎に隣りて高麗に通じ南方渤海と超へて黃海と臨むが故に論者の莽蕩なる説の如きも頗る信す可きの觀ありと然れども山海經の記事中には譬喩的或は小説的にして實體と失へるもの多く史論家の皆以て引證を價せずと爲と所なれば辨駁の用ある可きの假令以て眞正の叙事なりと爲すも亦天は則ち燕なりと謂ふの證と爲るは足らずとも古代に在りては我日本國は諸酋長の割據分領する所にして恰も封縣の勢と成し諸酋長中には往々海外へ朝貢したるものも少からず而して其勢たる山陽先生の説の如く自然の傾向に基すると以て兩尊建國の後と雖も猶久しく退滅せずして人皇の時代に達し神武天皇郡縣の施設も亦空しく表面の空飾を飾りて遂に天智天皇の時及び及び左れば諸酋長の所爲多くは任意にして或は海外の正朔を奉し或は海外へ朝貢し或は海外と聯合するものありしは數の免れざる所なり魏志に曰く「(八)明帝景初三年六月倭女王遣大夫難斗米等詣郡求詣天子朝獻太守鄧夏遣使將送詣京都也」又曰く「(九)正始元年遣忠校尉梯携等奉詔書印綬詣倭國也」又曰く「(十)正始四年倭王復遣使大夫伊聲者掖耶約等八人上獻」而して明帝景初三年は我神功皇后の三十九年正始元年是四十年正始四年は四十二年に相當すると以て史家多くは所謂倭女王を以て神功皇后なりと推定すと雖も又

十九

魏志に曰く「(十一)東南陸行五百里到伊都國有千餘戶世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐東南至奴國百里」又曰く「(十二)國々有市交易有無使大倭監之自女王國以北特置大師檢察諸國諸國畏憚之常治伊都國於國中有如刺史王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆隨津搜露傳送文書詣女王不得差錯」是れも因りて案すれば所謂倭女王なるものは伊都開港場の貿易検査と掌握したる女酋長あること明けく是れ史家多數の既に已ふ是認せる所にして漢武帝が帶方ふ樂浪郡衙(朝鮮平壤城)と創設したる以來我國お於ても筑前怡土郡則ち古の伊都縣伊都津と開港して茲に通信使とさへ在留せしめ以て日支通信お執掌せしめたるは時お中絶あると容れて史家の毫も疑と夾まざる事實なれば神功皇后の御世に於ても亦支那帝國と承前の交通と爲して怡土郡より南方の女酋長と以て伊都貿易と管理し併せて日支通信と監護せしめたることは最後の引證に因て明白なりと謂ふ可きのみならず神功皇后が魏王の正朔と奉じたりとの證は毛頭も史籍の以て徵と可きものあらざれば所謂倭女王は女酋長の錯誤なる可し而して又晉書お曰く「(十三)泰初二年十月倭女王遣使重譯貢獻」是れ則ち晉武帝の世の記事にして神功皇后の六十六年に當れり亦以て女酋長と女王と叙したるものと爲す可し且や後漢書お曰く「(十四)………建武之初………滅貊倭韓萬里朝獻」又曰く「(十五)

倭在韓東南大海中依山島爲居凡百餘國自武帝滅朝鮮使驛通漢者三十許國々皆稱王世々傳統其大倭王居邪馬臺國樂浪郡徼去其國萬二千里」又曰く「(十六)冬鮮卑寇遼東西光和元年冬又冠酒泉緣邊無不被毒種衆日多田射獵不足給食檀石槐乃自狗行見烏集秦水廣從數百里水停不流其中有魚不能得之間倭人善網捕於是東擊倭人國得千餘家徙置秦水上令捕魚呂助糧食」是の三條の引證を細査するお支那の史家及廷臣等は我國の諸酋長と以て諸王なりと爲したること疑ふし又余の推測お從へば最後の引證は古代我日本國本土お棲息したるアイノ民族に關する記録なるを以て支那の史乘お所謂倭人なる句は凡そ我日本國お住居したるものは蒙古民族たり馬來民族たり廣東民族たり或はアイノ民族たるを問はずして總て其中お網羅したる稱呼なること論なかる可し之れに因りて是れと觀ればアイノ民族の巢窟とも倭と唱へ蒙古民族の領分とも倭と稱へ又馬來民族及廣東民族の州邦にも同一の命名と與へたるは争ふ可らざるの事實なり乃ち支那の史乘に所謂倭なる詞は日本國全體お關するもの鮮なくして一州一縣と指せるもの多きお居るとも其著者等が一地方酋長の朝貢とば日本國主權者の朝貢なりと註識し縣主と以て國君ありと爲したるが如きは史眼の暗盲なるに坐して大お笑ふ可し山海經の記事も亦蓋し其一お外ならず是れと以て伊弉諾尊伊弉册尊の交信往復した

る天は燕なりと謂ふに至りては虚妄の最も嘲る可きものならん是れ奚んぞ介疑の種ら
んや引證(五)の如き引又引證(六)の如きは天は燕ありや否の論題に對しては極めて纖弱の
證據なりと雖も天は余が後節お説くが如く常世國の域内お在りて公孫淵は燕王なるに因り
亦徹して辨解せざるを得ず引證(五)及引證(六)の敘事はそも天お對して如何なる因縁お
る甲は唯其人物の異域より舶來したることと示し乙は我日本國內の或酋長が魏に朝貢せし
ことと證するのみなるは本節の説明と以て十分の信と購ふお足る可しと爲すと雖も復少し
く他の方面より諍破せん抑も常世國なる詞句は久米邦武君の解釋に従へば唯一個の意義と
有し則ち常世國の別稱なり然れども余が古史と考察して徵證綜合したる所に因れば蓋し三
種の義理と存せり則ち(A)常世國とよかへ久米邦武君の常世國(B)底世國せよのくに(C)常世國とよかへ是れなりAは日没
處或は暗黒界の義にして西方遼遠の陸地と稱し南郡支那及馬來半島お適用せり(B)は窮底
境或は極邊國の義おして未知遼遠の陸地と呼ぶ彼の蓬萊山に適用したるが如し(C)は不變
國或は安定域の義にして豐饒なる天然の藏庫と謂ふが如く以て常陸國等と號したり是れ則
ち古代に於ける「とこよ」なる詞句は三個の意義と有したること恰も現代に於ける「かみ」な
る詞句が「神」「髮」及「紙」等の意義と有するが如きなり而して是の三個の意義と顯はさんと

して唯一個の常世國なる漢字句と採用したるは古代に於ける史家の一大過失なり夫れ然り
常世國なる詞句は眞々三個の義理と保てり而して(A)の意義に因れば地方確定せるが故に
決して動のすと得ず以て八隣の諸邦に適用す可きは(B)及(C)の意義にして燕と以て常世
國なりと爲したるも亦(C)常世國お非せんば(B)常世國なる可し余が後節お於て辨せんと
する天は(A)常世國に在りとの大旨にして純正あると得ば燕は天の所在お非ずとの本綱も
一層霞なきお至らんとそ是お於て余は斷乎として曰はん天は支那直隸省地方に非ざるな
りと。

日本比隣の最近なるもの日本渡航の最便なるものは朝鮮及滿洲おして東部支那是れお次げ
りそも天の所在は是等の邊お非ざるか苟も地理の大要と知れる者は皆臆するが如く朝鮮
の日本お對するや一葦水と隔つるのみおして其間お壹岐と謂ひ對馬と謂ふ隘臺あり滿洲
に至りては少しく是れと異轍なるの觀なしとせざるも東は樺太渡島及津輕と經て奥羽お達
そ可く西は能度佐渡に連りて越地方に通ず可し而して東部支那も亦九州の五島と臨んで招
るんとするの狀あり嗚呼是等は総て我日本國お對して呼應相達するの向岸なりと謂ふ可し
因て測らば昌頭の疑題は如何の答案と與へて可ならんか奚んぞ辨なくして可否の辭と發す

るふ忍んや試みに二三の引證と擧げてのち裁決せん若林定勝君及久米邦武君の説に曰く信越以東の諸國に於ては有史前人種の石弩と發見すること多く信越以西の諸國に於ては有史後人種の銅鏃と發見すること多しと而して後漢書に曰く「(十七)挹婁古肅慎之國也………：矢用楛長一尺八寸青青石………」北史に曰く「(十八)靺鞨………自拂涅以東矢皆石鏃即肅慎氏………」ととも靺鞨即ち肅慎の所在は何處の邊ぞ東北亞洲の黒龍江即ち古史に所謂黒水兩岸の廣漠たる境裡に在りて江南の部と粟末靺鞨と稱へ後の所謂渤海國則ち是れおして今の朝鮮國咸鏡道北部は其根本の遺壤なり而して其西北の方面は契丹に隣して以北西非利亞に連り又南方に在りては北部朝鮮一帯と包み是等八面の陸土は総て同一血なる人類の領土なり則ち均しく靺鞨人種の巢窟なりと然り而して日本民族の祖宗は銅鏃と使用したること日本人類學者の考定に因りて皎然なるを想へば滿洲及北部朝鮮が日本建國者の故郷に非ることは毫末も疑なきものと謂ふ可き人皇の時代に及びて滿洲及北部朝鮮より我國へ來犯し或は移住する者と見るに皆一軌にして津輕口に非ざれば越口と取れり彼の多賀城の碑に「(十九)去靺鞨國界二千里」と記せしことは以て我日本國東半は西半に比して靺鞨往來に一層の便宜と有するの證と爲す可し而して日本建國者の着岸地は山陰道若しくは南

海道に屬するに就きて考ふれば天の所在は滿洲或は北部朝鮮に非ざること瞭々白々ならずや。

或は曰く博言學者の説に據れば朝鮮語及滿洲語は日本語に對して兄弟の親ありと是れ蓋し日本建國民族が蒙古滿洲或は朝鮮より渡來したるの一證ならずやと我日本語の東北亞洲語に密着の關係と有するは固より論勿しと雖も是れを以て日本建國民族が東北亞洲民族あることの證と爲すは頗る不穩當な非ざるの抑も所謂兩語の相類似するは兩者今日の語に就ての審査をして兩者古代の語と比較しての裁決に非ず唯現時期の如ければ昔日も亦斯の如くならんと謂ふは物の推移と顧みざるの迷説にして科學の考究に想像と舞はすの弊ならんを若しくは又日本建國時代に於て兩語相等しありしの證ありや蓋し得可らざるなり乞ふ聽け日本建國以後に於ける兩者の交渉と我神代に在りては後の諸節を説明するが如くおして而して人皇の世に馴致し唯時を厚薄あるのみおして唇齒の觀依然たり特にお朝鮮に至りては朝貢毎々おして歸化民連球の如し又神功皇后の親征以後は全く我附庸と化し去り日本府(姓氏錄眞野臣の條と案するお………天足彦國押人命三世孫彦國尊命之後也、男大口納命男難波宿禰男大矢田宿禰後、氣長足姬皇尊謚神功、征伐新羅、凱旋之日便留爲鎮守將軍、干

時娶彼國王猶楊之女、生二女、兄佐久命次武義命、佐久命九世孫和祖部臣鳥務大肆忍勝等、居住近江國志賀郡眞野村、庚寅年負眞野臣姓也……と最初の鎮將は大矢田宿禰あること明けし）あり日本村あり彼此の交親恰も一國の如きもの殆んど二百年なりしと見れば兩者の語が此時に於て混和したること蓋し疑なし日本語の蒙古語及滿洲語も髣髴たるも亦日本建國以後の交通も基けるが如し若し一日本建國民族と以て論者の説の如く東北亞洲民族なりとせんる所謂神字も亦東北亞洲の産なりと解せざるを得ず而して嘗て田口卯吉君が引用されたるが如く平田篤胤翁の説も從へば（古代四五百年前と記せり）朝鮮も於て諺文も用ひたる神字は日本より傳へたるものなり是れ蓋し實説なる可く顧みて東北亞洲は皆朝鮮の比隣にして風俗常も相應すると見れば神字も亦日本建國以前も於て朝鮮も存せざる可らざるの感と生ず夫れ然り神字の朝鮮に先ちて日本へ渡來したるは日本建國民族は東北亞洲民族に非る一證なりと謂ふ可し或は復以て日本建國者は東部亞洲の産にも非ざるの證と爲す可きなり。

尙一步し南部朝鮮及東部支那も就て探らんる南部朝鮮は前節も於て解けるが如く古史家一般が海原と記して以て天と區別する所あれば更らに論決するの要なる可し好しや假りも南部朝鮮と以て天の所在なりと爲んる天神の威武は藉りて以て彼土と支配するに餘あるべければ故らも將と派して鎮撫の任も當らしむると用ひず然るに日本建國者が蓋素鳴尊と以て海原統御の將軍も充てたると見れば天の所在は是れと他も索めざる可らざるなり東部支那に關しては排喋の種と後節も譲りて茲には獨り判決のみと與へん日本建國の時代も際しては東部支那の要素たる齊宋吳及魯の諸酋長皆内地侵掠も倥傯あるが爲め即ち四隣彼我の鬭争も熱中せるが爲め東方海外の島嶼も占領するの利と想はざるの若しくは東方海外の島嶼とも觀念とだも有せざるの然らずんば泰平和樂の平和時代も當りて諸酋長總て唯華奢淫佚も溺れて領域擴張の如き難業は些も夢にもせざるの蓋し是等の内一も居りたるものなる可し日支兩國の史乘もは天の所在と東部支那も歸す可きの痕跡も存するものなきが如きも是れ既も其一證なりと謂ひ得んる日本建國の年代不可知的もして支那何朝の世も相當するやの分明ならざるは論證の最重妨礙にして眞も一大恨事なり抑も神代と去る未だ遠らざる人皇の初代も在りて東部支那と交通したること少らざれども一回として魯吳宋及齊等の一と崇敬すること絶類もして吾人として以て天神の遺壤に對するの敬禮なりと爲す可しと感せしむるものあらず或は是れ天の所在が是等の邊も非ざるの一端もらんる乞ふ是の論

決の誤らざるは其理由と次の數節を問へ。

以上三節の論議を因れば天の所在は乾坤經緯の間には存せざるものも似ずや而して妙へは觀察の精と違ふするに及びて唯一の余が筆端を觸れざりし個所あると悟らんのみ西南部支那則ち是れ之れを因て是れと看れば天の所在は西南部支那を非ざるを得ざるなり。

十節 天の所在は西南部支那なり(1)

西南部支那の地勢と測れば日本渡船を不便なること遠く朝鮮及東部支那の上に在るものも類すと雖も洋流と稱する自然の靈能の存するあつて海路と短縮するが爲め南部支那の日本國に對する關係は極めて密接なること甚だ驚く可堪へたり所謂日本洋流則ち黒潮の趨勢を就きては小藤文二郎君の詳解あり其人類の配布を對する頗末及其航海を關する利便に至りては鈴木券太郎君の明説あり蓋し是等は世人の既を知了せる所なる可ければ敢て冗談と吐かずと雖も其奔向の驅るや熱帶地方の熱氣に因りて九洲西岸の陸土として緯度定則以外の温域と化せしめ不知火とば名にし負はしむるに至れるは是れ一個西南部支那と日本國の縁談を對して媒介と成るものなれば乃ち一言と價すること論勿ある可し夫れ然り西南部支那の日本渡航に便宜なるは概して言へば朝鮮と撰ばず天の所在と以て西南部支那な

りと爲すも亦眞に宜ならずや乞ふ公けを引證の認可と請はん。

古事記に曰く(二十)………坐出雲之御前時自波穗乘天之羅摩船而内剝鷓鴣皮剝爲衣服有歸來神爾雖問其名不答且雖問所從之諸神皆白不知爾多邇具久白言此者久延毗古必知之既召久延毗古問時答白此者神產巢日神之御子少名毗古那神故爾自上於神產巢日御祖命者答告此者實我子也於子之中自我乎僕久岐斯子也故與汝葦原色許男命爲兄弟而作堅其國故自爾大穴牟遲與少名毗古那二柱神相並作堅此國(日本書紀)曰く(二十一)初大己貴神之平國也行到出雲國五十狹之小汀而且當飲食是時海上忽有人聲乃驚而求之都無所見頃時有一個小男以白鷄皮爲舟以鷓鴣羽爲衣隨潮水以浮到大己貴神即取置掌中而翫之則跳鬪其類乃怪其物色遣使白於天神于時高皇產靈尊聞之而曰吾所產兒凡有一千五百座其中一兒最惡不順教養自指間漏墮者必彼矣宜愛而養之此即少彥命是也」と是の兩文を從へば少名毗古那尊は神產巢日御祖神或は高皇產靈神の御子にして兩神の均しく天神なることは疑なし而して少名毗古名那尊夷神則ち惠比壽神の解纜出船の地は兩神の御坐所比隣なると以て伊弉諾尊伊弉册尊の解纜出船の地と同一にして以て天なりと爲さざると得ず果して然らば天の所在は何處の邊ぞ乞ふ以て少名毗古名那尊の御船及御衣を尋ねんの御船の材料は古事記を因れば羅摩

にして日本書紀に従へば白蘇皮なり乃ち茲に天の所在は羅摩若しくは白蘇の産地なりと謂ふも蓋し過言非ざる可し何となれば粟莖丸木及羅摩等の如き適宜なる其地方の特産物と撰びて製船の用に充つるは未開時代の定則なるに因り御船の製造所は天比隣なること蓋し論勿る可ければなり。

白蘇は是れと本草綱目に徴するふ(二十二)白木二月生苗多在林中作蔓赤莖葉如小桑五月開花七月結實根如鷄鴨卵而長三五枚同一窠黑肉白……」と記せり而して本草啓蒙著者は倭は産せずと書すと雖も醫心方著者は以てヤマカ、ミと爲せり蓋し後者の説其當と得たるものなりと爲す可きも前者の説は唯元來我日本國に産したる草に非ずとの意義を解すれば亦不當なりとせず彼の白及石胡荽鹿蹄草等と総稱してカ、ミグサと名くるも因りて考ふれば白蘇も其種族の蘇に屬するなる可く白蘇と稱して單にカ、ミと謂ふ今日の命名は不正にして所謂ヤマカ、ミの號を用ひたる昔日の命名と以て至當なりと爲す可し。

羅摩は蔓草にして一名凡蘭と謂ふ山野に繁延して白色紫點の花を開き殼と堅割すれば其形舟に類し殼中糸毛あり以て綿に代用し得可し諸國方言に従へば京都北隣に於ては羅摩草と謂ひ大和本草にはヤガイモと記し本草和名は羅摩と書し羅摩子とは加々美と釋けり加々美は則ちカ、ミ則ちカ、の果の意義なる可し敷田年治君是の點を就きて考査して曰く加賀がヱラヒ越後にガンガラヒ出雲がカラヌナへ駿河にガウガメ出羽にゴガラヒ伊豫にパソイヤ筑前がブナ備前がシゴヘイと呼び俗がカ、と稱するも普通とすと是等も因りて察すれば羅摩は和名が、若しくはパソイヤとして羅摩果は所謂カ、ミ羅摩根は所謂カ、イモなること明瞭あり。

そも少名毗古名那尊の御船の材料は白蘇なるか羅摩なるか普通史家の多數が信する所も從へば日本書紀よりも古事記の敘事と以て正確なりと爲さざる可らざるを以て白蘇よりは寧ろ羅摩と採らざるを得ず然れども日本書紀著者が古事記著者の羅摩と録したるものと改削して白蘇と書したるは何の証とす可きものあつて然るも又白蘇と以て眞實なりと爲せば古事記著者は何が故か謬りて羅摩と記したるの是等大に惑なきこと能はざるなり想ふも初め少名毗古名那尊の御船の材料と叙せるも當りては口傳と基と爲したること明にして其口傳の漢として蔓作若しくはカ、ミとのみ標したるより其白蘇なるや或は羅摩なるやは不分明なりしを以て古事記著者は羅摩果(カ、ミ)なりと判定し而して日本書紀著者は白蘇(カ、ミ)ありと確信して古事記著者の判定と以て不當なりと爲したるに坐すなる可し然り日本

書紀及古事記著作の時代は其木船製作の術漸く發達して丸木船粟船羅摩船等の如きは當然地と掃つて唯昔嘶の一端と化したる後なれば白蘇羅摩の判定も苦むも止むと得ざるなり況してカ、ミ(白蘇)ガ、ミ(羅摩果)發音相似るのみも非ずして皇國固有の假名用法に従へばガ、ミもカ、ミ又カ、ミもカ、ミなれば、誤謬と生ずること亦宜なりと謂ふの外なし因て測るも未開の世に於ては白蘇なると羅摩あると又其何種なると問はず其地の特産物として適宜ある蔓草は則ち是れ製船の材料なりしこと論勿ければ少名毗古那尊の御船の材料と解して白蘇若しくは羅摩と斷定するより寧ろ蔓草と汎稱する方適當なるが如し果して然らば蔓草の特産地と以て天なりと爲すも決して過言も非ず而して蔓草類は其荳科に屬するや葡萄科も列するやと問はず十の八は熱帶或は亞熱帶地方の特産物なること植物學の靈光も照して明られば天の所在は十の八まで北緯十度より三十度の間と奄有する支那西南部なりと臆測して不可あるとなる可きは是れ未だ精も達せざるの説なり且や御船の材料と以て遽らも唯蔓草なりと辨じなして正史と貶棄するは或は自斷も失するの嫌あれば古事記及日本書紀の敘事と採りて認識と述べんも丹波敬三君の説も從へば羅摩は則ちガ、イモガ、イモは則ち *Endotropis caudata* として白前科に列せざるも是れ恐らく君が未だ十分

の研究と與へざるの説ある可きは伏して帝國大學の植物標本目錄と案すれば君が羅摩と所謂 *Endotropis caudata* は牛皮消則ちイケマとして其の羅摩はパンヤと訓して *Matjlexis Saunoni* も配せり而して白前科に屬すと謂ふのみは毫も支悟せざる事實なり又同書に徵するも白蘇はカ、ミグサにしてガ、ミグサは *Sejania Folia* なり是れ則ち葡萄科も列せり抑も該書も於ける是等の考定は累々たる關係書類と對照して討尋難磨したるの結果にして其考究の歴史は今猶存して帝國大學の文庫に在れば得て間然と可きに非ざるが如し乃ち白蘇は葡萄科に屬して羅摩は白前科も列すると知るなり唯日本書紀の所謂白蘇は今日の白蘇なるもの古事記も録する羅摩は今日の所謂羅摩あるやも關しては少しく疑なしとせざるも是れ必竟無根の邪推も外ならざると以て兩著者の認めたる白蘇羅摩は則ち該標本目錄の所謂白蘇羅摩として論せんも幸も余の論決と証するも足れると見んとす乞ふ聽け葡萄科も屬する羅摩は勿論熱帶或は亞熱帶地方の特産物なると以て日本書紀も從へば天の所在は南部支那なること明白なり又白前科も列する羅摩と雖も今日も在りては温帶の産物なるが如き傾きありとせんも古代も於ては則ち固有の配布も於ては熱帶或は亞熱帶地方の特産物なりしは植物學も照して余の疑はざる所なり果して然らば古事記も依るも亦同一の論決と得るも非

すや抑も植物の緯度區劃則ち植物地理學は唯特産の境域と示すのみにして該區域外には決して産せずと謂ふ非ず故に縱令ば蘿摩及白蕪の如き熱帶或は亞熱帶地方の植物も温帶も産せざるに非ず現も我日本國の各地も生ずるを見るも唯特産地も比して發育の完全ならざるは數の免れざる所にして我日本國の蘿摩は支那西南部の蘿摩の如く造船用に好適せざる可し山陰道中出雲及石見の邊には白蕪の産すること極めて夥多なりと雖も是れと熱帶地方の産も比すれば葉莖根實の發育全く不完全にして蓋し異種屬の觀ある可し夫れ然り豈科葡萄科及白前科等の如き固有性として熱帶及亞熱帶地方も於て發育と逞ふする葎草は古代も於て蒼生が造船の材料なりしなる可し余が日本書紀よりは古事記と信じ白蕪も對して蘿摩と擇ぶは史家の輿論と感と同ふする所なれども以上の辨明も白蕪と蘿摩其孰れと擇ぶも天の所在と以て南部支那なりと爲すに適せずや況んや若し研考久しきも亘らば本草の所謂白蕪と蘿摩は同一種屬も歸するとなさしと保せずとは或る植物學家の説なるや。少數の論者あり説と爲して曰く古代の所謂蘿摩船は木製なり而して名の因て起る所以は其形半片の蘿摩果殼に類するも在り故に蘿摩船(ガマ船)と謂ふは略語にして本來蘿摩果殼船(ガマミ)船なり日本書紀著者が誤りて白蕪皮製と作したるはカマミ船との口傳とガマミ船

と速了して古事記の所謂蘿摩船(ガマ船)は註識なりと爲したるに由ると是れ或は然らん而も史證あると聞ふされば敬服するを得ず寧ろ前説と壓倒する能はざるを見るなり好しや是の説と採るも蘿摩果殼船なる形容の起るは其地の各所に蘿摩の穰生して歩々忽ちして目にする可き程なるも由るが故に毫も前説と破らざるものと謂ふ可し。

論者あり説と爲して曰く御衣の料なる鶴鷄羽は是れと動物學も照して寒帶或は温帶地方の特産物なるが故も天の所在は寒帶或は温帶地方あること争ふ可らざるの事實なりと是れ唯ふ一と知て二と想はざるの言なり抑も稀少は珍重の母にして珍重は投好の基あると以て鶴鷄羽の衣は當時熱帶若しくは亞熱帶地方則ち天の所在近隣の得難き寶にして狐腋皮の衣よりも一層貴ばれ而して少名毗古那尊は天神の御子なりしは温帶或は寒帶地方の或酋長が献上したるも若し然らざれば故らも購ひたるものと着したるなる可し乃ち鶴鷄羽の衣は却て以て天の所在と熱帶或は亞熱帶に歸す可き一證なりと爲す可し。

又或論者の曰く日本書紀の引證中も所謂置掌中而翫之とは侮りて翫したると形容しつ軀幹の矮小と表するの意義又跳鼈其類とは憤りて叱咤する俗に曰ふ「ケンツクツクツ」の意義にして少名毗古那尊の軀幹矮小にして敏捷活潑の人物なることと示す比喩的の詞句な

ること論勿る可ければ白蘇皮及鶻鷄羽も亦船体及衣服に對する形容ならずやと夫れ然り日本書紀の叙事中は眞に比喻偶評多しとす然れども古事記は古傳の荒誕と憂へて摘眞撮要したる著作にして比喻偶評の如きは極めて鮮きも亦等しく羅摩船及鶻鷄羽と録するも因りて考ふれば論者の説は唯杞憂に屬すること知る可し。

之れに因て是れと觀れば天の所在は西南部支那非ずして何處ぞ。

十一節 天の所在は西南部支那なり(II)

日本書紀曰く(二十三)……伊弉諾尊敕任三子曰天照太神可以治高天原也月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也素盞鳴尊者可以治天下也(或は曰く(二十四)伊弉諾尊敕任三子曰天照太神者可以御高天之原也月夜見尊者可以配日而知天事也素盞鳴尊者可以御滄海之原也)古事記に曰く(二十五)……於是洗左御目時所成神名天照大御神次洗右御目時所成神名月讀命次洗御鼻時所成神名建速須佐之男命……此時伊耶那岐命大歡喜謂吾者生子而於生終得之貴子即其御頸珠之玉緒母由良適取由良迦志而賜天照大御神而語之汝命者所知高天原矣事依賜也故其御頸珠名謂御倉板舉之神次詔月讀命汝命者所知夜之食國矣事依賜也次詔建速須佐之男命汝命者所知海原矣事依賜也故各隨依賜之命所看之中速須佐之男命

不治所命之國」と是等の叙事と查するに天照大御神が高天原統御の命に當りて月夜見尊及素盞鳴尊は其輔翼に任せられたること彰として霞なし然れども月夜見尊及素盞鳴尊の統御地を關しては各文皆趣意を異ふるもの、如く三個の解説互ひに牴牾して氷炭相容れざるの觀ありとせず乃ち是れ大に校究を可きの題目にして余が眼前の論旨なる天の所在に向つて亦深き因縁を存するが故に少しく緻密の觀察を施さん。冒頭第一に於て古事記の録する所を以て泰然動らざるの確説と爲そなり則ち引證(二十五)に從へば月夜見尊の管領地は夜之食國にして素盞鳴尊の管領地は海原なり所謂夜之食國とは(A)常世國の稱にして所謂海原とは朝鮮比隣の號なることは久米邦武君が擬説として發表されたりも其實確説なるは史家の皆首肯する所にして或は海原は九州比隣の諸嶋夜之食國は山陰道なりと解釋せられも是れ取るに足らざる想像説なり而して引證(二十三)を案すれば月夜見尊の統御地と滄海原潮之八百重と呼び素盞鳴尊の統御地と天下と謂ひ引證(二十四)に因れば月夜見尊の知行地と天と稱へ素盞鳴尊の知行地と滄海之原と名く是れ賾して皮相を鑑みる者の相矛盾し相衝突と評する所の記録なれども徐るに分拆して蘊妙の義理を味へば壘粉も差隔と謂ふ可きものあると見ず引證(二十三)の所謂滄海原潮之八百重は引證(二十四)の所謂天に同じく

所謂天下は所謂滄海之原に等しそも又意義に就て辨せん朝鮮比隣(滄海原)と包める廣漠なる陸土の義理に非ざれば幾百重の波瀾滄潮の内在る陸土の義理に他ならず則ち(A)常世國と指せると明瞭なれば或は是と天と録するも亦宜なり次の所謂天下とは唯に天域の下位在る陸土の意義を以て朝鮮比隣の形勢と見るに支那西南部則ち天の下位を存するが如き觀あると以て斯く稱したるの若し然らずとせば彼の往々あして古事記及日本書紀中に見るが如く日本國と尙びて天と稱したるに因りて起れる朝鮮比隣の代名詞なるが故を以て滄海之原と爲すも亦至當なり果して然らば引証(二十五)の説く所は引証(二十三)及(二十四)の録する所と全く一致せり夫れ然り而も古語の解釋たる史家往々にして説と異にし而して躍起して鏘と削るも眞僞勝敗の決は得て望むべからずして却て世人の迷想と惹誘することあり左れば史家にして余の是の説に背向する者あらば余が眼前の論旨と傷らすして一步と讓ることと得るなり則ち引証(二十三)及(二十四)と以て意義の異なるものと爲すことあらんも引証(二十四)及(二十五)として不同の記事に歸せしむることは如何なる偏僻家も能く忍ばざる所なる可く乃ち(二十四)の所謂天は(二十五)の所謂夜之食國にして所謂滄海之原は所謂海原ならん蓋し古事記著者の時代於ては猶古代の口碑は影ながらも朦朧の蹟と

通して古傳の材料選擇に對しては今日に比して幾筆の便宜と有したる可きか(二十五)の唯一と採りて惑と抱のざりしと想へば(二十三)及(二十四)と以て同一の義理なりと爲したるの若し然らずんば(二十四)と嘉納したるに外ならず若し(二十五)の所謂夜食國と日本國西部の稱なりと論じ(二十三)及(二十四)の所謂天と日本國の高天原なりと論ずるが如き者あらば余は唯微笑して謂はん本篇於ける少名毗古那尊及素盞鳴尊に關する諸引証と翫味して反覆回省せよと而して余は茲に還言と引証(二十三)及(二十四)は日本書紀著者の意に於ては自ら異文異義ありと考へて録したるなる可しと雖も其真相に至りては古人か同一の地と呼ぶ種々なる形容上の詞句と用ひたる異華同實の事蹟なり而して共に引証(二十五)の記事と均しきなり好しや又一步と讓りて(二十三)及(二十四)と以て文辭も意義も其相反面せりと爲すも(二十五)は(二十四)の再生と出でざる可し然り而して夜之食國及天は同地方の別號なり乃ち知る天は(A)常世國あることと夫れ然り天の所在は(A)常世國に非ざるを得ずして(A)常世國は余が屢に辨明したるが如く日没所と意味するものなれば日本國より西南の天に當りて夕陽其背後に隠れ赤雲霞として錦繡と被る西南部支那と以て天の所在と爲すこと豈理なしとせんや。

十二節 天の所在は西南部支那なり (III)

揭問と垂仁天皇が橘と求めたる所以は如何に蓋し是れ橘は皇祖天神の故郷に於ける特産物なる由れるならん日本書紀に曰く(二十六)九十年春二月庚子朔天皇命田道間守遣常世國令求非時香菓今謂橘也(二十七)九十九年秋七月戊午朔天皇崩於纒向宮時年百四十歳……明年春二月辛未朔壬午田道間守至自常世國則齋物也非時香菓八等入縹焉田道間守於是泣悲歎之曰受命天朝遠往絕域萬里蹈浪遙度弱水是常世國則神仙秘區俗非所臻是以往來之間自經十年豈期獨凌峻澗更向本土乎然賴聖帝之神靈僅得還來今天皇既崩不得復命臣雖生之亦何益矣乃向天皇之陵叫哭而自死之群臣聞皆流涕也田道間守是三宅連之始祖也」と本文の所謂常世國とは(A)(B)(C)常世國の孰れと指せるの蓋し他なし久米邦武君の擬説の如く(A)の意義と出でざるなり而も余も亦少しく舉證の責と擔はんは是れと植物學の定説に諮るは橘は橙橘科の植物に屬して亞熱帶地方則ち緯線二十三度乃至三十四度比隣の特産物なり彼が爲め薦席と以て被覆するに非ざれば十分の黃熟と得ざるに非ずや因て察するは本文の所謂常世國は亞熱帶比隣の地方ある可し驟つて本文の所謂弱水なる詞句を繰りて觀察すれば

所謂常世國は何處の邊に歸す可きものも弱水なる詞句は普通名詞なるもの或は固有名詞なるもの後漢書に曰く(二十七)夫餘國在玄菟北千里南與高句驪東與挹婁西與鮮卑接北有弱水地方二千里本濊地也(二十八)肅慎氏一名挹婁在不咸山北去夫餘可六十一日東濱大海西接寇漫汗國北極弱水(二十九)夫餘在長城之北……北有弱水」と而して高句驪は則ち高麗にして朝鮮北部の咸鏡道平安道及黃海道の古名なり又尙書禹貢の篇に曰く(一)弱水既西」と是れと解する者謂ふ(二)導之至合黎」と又謂ふ(三)衆水皆東此水獨西故記其西下也」と是れ弱水に關する記録に於て最も古くして最も眞なるものあり抑も彼の南空長城と控へて東南一帯は渤海及黃海に瀕し東方長白山脈と以て朝鮮を界して北部は則ち黒龍江の川谿に外ならざる而して西天は興安嶺脈委蛇として蒙古の境と爲す所是れ謂はずして滿洲なることと知らん所謂蒙古や亦曠として長城の北興安嶺脈の西阿爾泰嶽の東南に在りて北方西非利亞を連り而して戈壁沙漠と中心とする廣漠の土壤あるは非ずや故に弱水は蒙古東部より中央部に向へる西下の川流にして古代に於ける支那北狄の北境なりしなり之を由りて是と看れば弱水なる詞句は一個の固有名詞ならざるを得ざるを果して然りとせば弱水と度りて遙るは旅したりと謂ふなる田道間守之の所謂常世國とは西非利亞

の一地方と稱したるものと釋のざるを得ず然れども其臆したる橋は余が屢お説きたるが如く亞熱帯比隣の地方お非されば産せず故お是れを以て西非利亞お於て得たりと爲すは氣候論の許さざる所なり久米邦武君が是點お對して疑團と措られたるは眞お宜なりと謂ふ可し若し夫れ弱水と超へて橙橘の特産地と求むれば亞米利加洲の亞熱帯比隣の地方お入ると要す因て想ふに田道間守之の所謂常世國は亞米利加洲の亞熱帯地方比隣なりと謂ふも甚しき過言おは非る可き且や上古お於ける亞米の關係は鈴木券太郎君の亞細亞人お摘精せるが如くおして古人或は先づ弱水と亘りて次に亞硫酸群島と超へ若しくは直ちに米倫海峽と涉り以て深く亞米利加洲の内地に達したるもの多し從て支那國人は亞米利加洲を以て北方に在りと爲し日本國人の如きは以て西方に在りと妄信せざるを必せず又古史家が亞米利加洲を以て(B)或は(C)常世國の意義に依りて單お常世國(とこよのくみ)と爲せるは往々おして見る所彼の蓬萊山と訓して(とこよのくみ)と讀ましむる者あるは則ち其一例なり乞ふ先づ蓬萊山の所在お關する説明と聽け日本書紀雄略天皇の篇に曰く(三十一)二十二年春正月巳酉朔以白髮皇子爲皇太子秋七月丹波國餘社郡管川人水江浦島子乘舟而釣遂得大龜便化爲女於是浦島子感以爲婦相逐入海到蓬萊山層覩仙衆語在別卷」と又之を別卷お比するも唯蓬

萊山の壯麗と叙せるの外毫も本文と差なし乃ち識る可し浦島子は蓬萊山お遊びたる者なることと本文おは偶言多くして頗る解し難きが如しと雖も所謂大龜とは船の形容にして船の舳艫棹楫の動くや大龜が首尾四足と振るの姿あると表したるものなる可く所謂便化爲女とは女子が忽然として船中より出現したるの形容なる可し是等總て誤らざるの判識なる可きお世人がおゆる容易の解釋と悟らずして唯一個の奇怪なる談柄とし遂に小説視して疑はざるお至れるは歎す可き極なりと謂ふ可し抑も蓬萊山の所在は何處ぞ山海經お曰く(三十一)蓬萊山在海中」と本文の意義は茫として不明瞭なりと雖も支那本土の著作家おして在海中と書ると見れば支那本土より南方或は東方の海中お存すると知る可し而して後漢書お曰く(三十一)傳言秦始皇遣方士徐福將童男女數十人入海(事見成記)求蓬萊神仙不得徐福畏誅不敢還遂止此洲(夷洲及澗洲)世々相承有數萬家」と是れ史家多くは以て信と爲せる徐福來日本の記事なり之れに依りて考ふるに徐福は蓬萊山と求めんと欲していつしのお黃海と後おし遙かに東方の洋面と狙ひたること直ちお掬するに足らん而して苟も支那人おして蓬萊山お臻らんと欲する者は皆一轍お徐福の指針お倣ひて東方の滄濤お入りたるが如し因て察するお郭璞傳が蓬萊山の所在と説明して(三十二)上有仙人宮室皆以金玉爲之鳥獸盡

白望之如雲在渤海中也」と謂へるは大なる謬見あり乃ち蓬萊山は正しく黃海外の遼のなる東洋に在りと謂ふ可し果して然らば亞米利加洲若しくは亞米利加洲比隣の或島嶼に歸す可きもの而して列仙傳に曰く(三十四)謝自然泛海求蓬萊一道士謂曰蓬萊隔弱水二十萬里非飛仙不可到」と以て蓬萊山は亞米利加兩大陸の内に在りたるの証と爲す可きもの抑も支那と出で、涉りて以て亞米利加洲へ達し得可きは余が曩ふ辨じ置きたる弱水なると較々として感なければ古代に於ける蓬萊遊歷者は唯も洋行するのみ止まらずして又陸路と採りたるも多かりしなる可し左は兎も角弱水と隔る二十萬里と所謂二十萬の一里は我日本國今日の幾里も相當するの百萬里千萬里萬里若しくは萬里など、謂はずして二十萬里と限りたるより察すればまさる極遠の意義は非ず而して如何も寡く見積るも町里の方則と舍つると得されは六町一里の十分の一里と下らざる可し乃ち所謂二十萬里は我日本國今日の三千三百三十三里三分の一以上なること明けし若し弱水以東唯是の里程と跋渉するも亞米利加洲と踏まざるを得ざるなり況して普通を解すれば所謂二十萬里は我日本國今日の三萬三千三百三十三里三分の一なるとや茲に蓬萊山と以て亞米利加兩大陸の内に在りと爲すは決して過早の論決に非る可し亞細亞人著者鈴木劬太郎君は扶桑と以て北米の南部若しくは中米なる可し

と爲せり而して余は蓬萊山と以て扶桑の比隣と爲し南米の北部に非ざれば中米なる可しと斷言する者なり論じて是に至れば古代に於て日本人及支那人をして亞米利加洲の亞熱帶地方比隣へ赴きたるものは決して皆無なりと謂ふことと得ず左れば田道間守之も亦橙橘と求めんが爲め、亞米利加洲の亞熱帶地方比隣へ赴きたるやも知る可らざるなり浦島子に關する記事中の所謂蓬萊山は是れ一個の訛傳なるやも保し難し則ち唯「とこよ」とのみ口碑を傳りたるや史家の臆測より蓬萊山と書したる過失を以てたるやも疑はし故に浦島子の漂着地は其出船地なる丹波國餘社郡より航行するに便宜ある朝鮮支那或は琉球なるやも拒み得ずと雖も史乘に因りて論證と與ふること能はざるや以て正史の記録と信據す可しと思考するの外なきなり因て謂ふ蓬萊山は南米の北部或は中米なる可く浦島太郎は我日本國に於ける第一亞米利加發見者なりと縁て測れば田道間守之は浦島子の後と蹤めると否とに拘らず蓬萊山若しくは扶桑へ行きたるが如きもの。

夫れ然り論證に従へば田道間守之は亞米利加洲へ赴きたるものと謂はざるを得ず然れども余は情義上の論證に因りて其論證と駁難し以て田道間守之の亞米利加行む向て不認信と叫ばんとす乞ふ聽け先づ橙橘族の我日本國に對する關係と抑も昔し平安の宸殿前も左近の櫻

と右近の橘と植へたるは是れと古今著聞集等に徴すればさしたる由來の存するに非ずして事寧ろ偶然に出でたるが如しと雖も余の推測に從へば深き因縁と藏するものと謂ふ可し蓋し櫻樹は皇國の華魁にして橘樹は建國者が祖宗の高天原四隣の特産物なれば一は以て皇國民族の故郷と皇國民族の本土と標示し二つは聽感の効と利用して皇國と西南部支那とは兄弟の親あることと永く皇國民の腦底に止めんとの術數と含めるなり彼の櫻樹は皇室の隆運華爛と慶し橘樹は皇室の萬代不變と祝するの聖慮より出でたるみ外ならずと論ずる者の如きは一個極端の皮相觀家に入る可きのみ夫れ然り橘樹は皇國に對して重要な遺寶なり乞ふ尙は聽け天平寶字三年六月二十二日及弘仁十二年四月二十一日の格式及延喜雜式と閱すれば橘樹と路傍を栽培して夏は其蔚々たる綠葉の蔭影と作りに因りて暑熱の苦惱と減じ冬は其美果の枝み滿つると以て飢餓と凌がしめ是れが爲め旅者に大に便宜と與へたること明けし抑も斯の如く橘樹の多數と得るに至りたるは誰が効ぞ古事記に曰く「(三十五)……然後者其少名毗古那神者度常世國也故顯白其少名毗古那神所謂久延毗古者……」伯耆風土記に曰く「(三十六)相見郡那家西北有戶餘里有粟鳴少日子命蔭粟莠實雖々即載粟彈渡常世國」日本書記に曰く「(三十七)其後少名彥名命行至熊野之御碕遂適於常世郷矣」

或は曰く「(三十八)其後少名彥名命至淡路而緣粟莖者彈渡而至常世郷」と是等の細評は後節に譲りて茲には唯眼前必要の論綱のみと撮出せん先づ是等四個の引證に於ける意義の異同を一考せよ好し孰れと以て正純の記事なりと爲とも少名毗古那尊の常世國へ渡航したるは疑なき事實ならずや而して伯耆風土記及日本書紀の記事中における偶言に關して二様の解釋を生ずるは自然なり(1)少名毗古那尊の日本國に在るや大に力と稼穡に致し其常世國に向ふや自作の粟莖船に乗れる事(2)少名毗古那尊は日本國に寓する間全く耕耨に碎骨し遂に常世國へ去るに際して自作の粟と齎らせる事則ち是れなり兩説はとも孰れる可なる其審判は極めて難し彼の古代に於て船艦の製造法甚だ粗單なりしは言と待たざる事實にして所謂羅古船なるもの又丸木船なるものあると想へば粟莖船なるもの創製し得ること知る可し他の手は於ては少名毗古那尊と夷(わびす)神と稱すると見れば尊が諸蕃地と遊歴して至る處の殖産興業に向て大裨益と與へたること論勿しと雖も尊の最初常世國の天より渡來したるは余が既にお覆ひ證明したるが如くなること以て尊が業と成してのち終に歸航したる常世國も亦是れ(A)常世國にして則ち天なる可ければ日本國の稼穡と進歩せしめたる實績と天神へ復命せんが爲め自作の粟と携へ歸りたるやも争ふと得ず夫れ然り兩様の説共に

一理あり然れども載粟彈渡及縁粟莖者の兩句と文詞上直接の意義を解して毫も情理の尺と狹まされば(1)説と以て正當の判決なりと爲さると得ずして又一方情理上のみ於ては兩説の曲直相拮抗して下らざるが如きと想へば誰の(2)説と排斥せざらんや抑も且是の兩説の正邪と外おして夷神は(A)常世國則ち天お生れて而して亦其處お死したる人物なると突たり彼の大黒神(大己貴神)の際として日本國人なるお拘らず大黒夷と併唱する所以のものは大黒神が國土經營の動絶大にして夷神は其輔翼たりしに因るなり之れお因りて是れと察するに故人成島柳北君が「大黒惠比須は本邦の人なり」と述べたるは謬説たるを免れず世俗の舊典に所謂夷講の日お於て少名毗古那尊と祭りて蜜柑類と供ふるは蓋し夷神が日本國の殖産と盛ならしむるに際して掬めて(A)常世國則ち天比隣より蜜柑類と移植したるが爲めお若し然らざれば少名毗古那尊の誕生地は(A)常世國の高天原にして蜜柑類の特産地なるお因れるなる可し夫れ然り蜜柑類は少名毗古那尊時代より日本國へ傳はりたるやも知る可らずと雖も垂仁天皇以前橋樹の日本國お産せざりしことは疑を容れず乃ち垂仁天皇は田道間守之を囑して初めて橋樹と求めしめたるなり果して然らば天皇が是れと求めたる理由は如何に是れ蓋し祖宗崇拜の念慮に驅られて建國者の故郷お於ける特産物と敬尙するの腹

案と生じたるに基けり唯或は建國者の故郷が西南部支那お在ることと知らざりしやも保し難しと雖も其所在が常世國と稱する橋樹の特産地お在ることと傳聞し居たるは決して不明の事に非ず因て謂はん田道間守之が使命と帯びたるは(A)常世國則ち天に向てなり而して其目的は該地方の特産物なる橋樹と得るにありと史家或は田道間守之の自殺と訝りて重大なる原因と包藏するならんと謂へり是れ實お正當の觀察なるが如しそも田道間守之の使命は橋樹と求むると以て主眼の目的としたるは既に霞なしと雖も他に第二目的の存するなきは得て必せず蓋し該地方の形勢と視察し或は機の好なるお遭遇せば天神の遺辭に説きて降伏と諭し若し要す可くんば干戈と動してさへ日本建國者の舊領と恢復せんとありたるやも知る可らず恐らく田道間守之は幾歳の辛勞艱苦と嘗めて敵地の風雲と播磨し匈奴お於ける蘇武の履歷おもいや増し慘憺なる境遇と蹈みて漸くおして該地方の動勢と方寸お納め第一目的及第二目的と首尾よく果して歸朝したるに垂仁天皇は其前年既お崩御し玉ひて今は景行天皇即位あり而して聖慮の存する所は明のお内治おして爲めお廟議も純ら保守お傾き田道間守之が復命の要件たる外征一條は寧ろ放棄して顧みざりしおば田道間守之は十年の苦難が水泡お歸したると見て慨歎の餘りお自殺したるなる可し而して第一目的は崇神天

皇敬神の餘風と見做し第二目的は西陲邊寇の結果と稱す可きが彼の熊襲が三韓或は吳越と連合したるの跡は往々にして史に徴すべきより考ふれば崇神天皇及垂仁天皇の時代お在りては西南部支那と連合するの傾きありしやも知る可らずよしや第一目的のみと採りて第二目的と捨てんも猶田道圓守之の亞米利加洲行と證す可きに非ざるなり寧ろ臆子と西方お配らんの支那西南部の地は橙橘類の特産地に非ずや彼の雲洲蜜柑の好評は日本國の市場お喧しく又久米邦武君が常世國と説くに當りて引られたるが如く支那の諺お江南の橘も是れと江北お遷せば枳と爲ると謂ふに非ずや夫れ然り日本國の橙橘族は總て支那南部の源泉より流入したるものなる可し而して垂仁天皇の時代に於ても朝鮮及日本の民人は既に南部支那の橙橘屬を産とることと長く聞知し居たる可ければ田道間守之が故らお迂遼遼遠の亞米利加洲へ赴くの由縁ありと謂ひ得んや乃ち田道間守之の渡航地と以て東南亞洲則ち西南支那なりと爲すこと可ならずや所謂弱水なる詞句は往々おみして普通名詞として使用すること史家多數の首肯とる所にして又曩に辨したる固有名詞にも使用し則ち二個の義理と有するなり乃ち普通名詞としては詩人に因て使用さるゝが如く極遠の境界お在る流てふ意味なる可し是れ想ふお因て來る所の固有名詞たる弱水が極遠の境界お在るより轉じたるお據らずん

ば非ず久米邦武君は田道間守之の涉りたるは珠江なる可しと謂へり是れ蓋し眞と得たるもの、若し然らざれば田道間守之の渡航地は唯極遠の境域お存する「とこよ」國(常閩國)とのみ傳はりたると古史家が想像と舞はして蓬萊山(「とこよ」國)なりと臆定して茲に弱水ある詞句と捏造したるなる可し乃ち田道間守之の渡航地は天の所在お非ざるを得ざるなり論證して是の極に至れば天の所在は昔時常世國或は夜之食國と稱したる地方則ち橙橘屬の特産地おる西南部支那なりと叫ぶも不遜の自斷おは非る可し。

十二節 天神の高天原の所在は東京地方なり

天の所在は已お知れたり然れども西南部支那と謂ふもの福建省廣東省貴洲省交趾支那及安南等と一括しての総稱なれば天神の高天原の所在は猶霧の中お在るが如し乞ふ又徵證闡發の任に就らんの古事記お曰く「(三十九)……………緋御裳爲御袴而即於左右髪亦於左右御手及腕各纏八尺瓊之五百箇御統之瓊玉背負千箭之鞞亦五百箭之鞞復臂著稜威之高鞞振起弓彌急握劔柄……………」と又曰く「(四十)伊邪那美命……………即遣豫母都志許賣令追爾伊邪那岐命取黑御鬘投棄……………生蒲子……………刺其右御美豆良之湯津々問櫛……………生葦」と是の伊弉諾尊及伊弉册尊に關する敘事中に所謂武器及飾品の形質状態と推察とるお胡人種

の風七分と存して馬來人種の俗三分在り古代に於ける銅刃の劔は胡制にして本文の所謂蒲子乃ち紫葛は俗の所謂エヒツルなれば葡萄科に屬し馬來諸嶋比隣の特産物なり而して特に本文の所謂鞆に就て見よ太神宮式に曰く「(四十一)鞆以鹿皮縫之胡粉塗以墨畫之著緒一處用紫革」と送官符に曰く「(四十二)御鞆口長四寸五分凡徑四寸厚三寸塗黒漆畫平文附村濃組有金銅御物」と是の兩引證に從へば古代に於て鞆を塗るに胡粉及黒漆を以てしたるは明白ある事實なるが是れ決して一時に然りしに非ずして唯漆發見以前に在りて胡粉を用ひたるものと解す可し然り漆發見以前の太古に在りては鞆を塗るに胡粉を以てしたること疑なし而して胡粉の性質を由來と探るに大槻文彦君曰く蛤粉の別名にして光なくして繪の具となりと又是れと狩野望之君の倭名類聚抄箋注に徴すれば白粉の節に置きて「(四十三)釋名曰胡粉胡餉也脂和以塗面」と解けり則ち知る胡粉は白粉と同一種の粉類に屬し元來均しく胡人種の巢窟地に於ける特産物なることと因て想ふに胡粉塗鞆を負ひたる日本建國民族は胡人種なる可きの讀者或は蒙古民族の鞆の製造法の明瞭を知らざるに捕へて韃靼民族の鞆も亦胡粉塗なりしやも保し難きと以て是の證明を伏する能はずと謂ふ可ければ乞ふ尙建國時代の遺物と擧げんの亦狩野望之君の倭名類聚抄箋注に曰く「(四十四)鉢ハチ本胡語」又曰く「(四

十五)鈔鑼サ本胡語」又曰く「(四十六)珊瑚サンゴ蘇胡一音之轉蓋是胡語」又曰く「(四十七)胡麻ゴマ……蓋胡之言鳥也以其色黒有是名」と乃ち察するに今日皇國人の用ゆる「ハチ」「サ」「サンゴ」及「ゴマ」なる名詞は本是れ胡語にして太古神代より傳はりたるものなる可し若し類を以て推せば胡桃胡葵胡瓜胡梨胡燕鳥胡餅胡床の如き和を以て太古より轉訛し歴ざるものありせば蓋し亦胡語ならざるを得ず或は邪推して是れ総て建國時代以後となりて三韓或は支那本部より遷りたる詞句なる可しと想ふ者ありとせず然れども胡人種の巢窟地の言語は支那本部及三韓の言語とは眞に黒白の差あれば幾多の胡語が該地方との交通を因りて我國へ感染するの理由莫し且や我國は人皇の初代より今日に至るまで未だ曾て胡人種の巢窟と交通したること有らざるを以て是の幾多の胡語は建國時代の遺物として見ざるを得ず夫れ然り少しく想像を放たんの胡の樂器なる横笛及琵琶も亦太古より我國に存せしやも知る可らざるなり然り而して我日本國の涅齒及文身の風俗を釋く者の曰く文身は裸體の殺風景を覆はんが爲めの扮飾なり涅齒は檳榔子の果實を嚼みて齒爲め暗黒色に化するより自然水晶色よりは眞黒色の齒を以て美なりと爲して終に人工に藉りて美觀を購ふに至りたるに基けり而して其熱帶地方の住民なる馬來人種の特異なる風俗に屬すと是れ蓋し信

せざる可らざるの實説なり之れに由りて是れと觀れば建國時代の日本民族の風俗は胡七分
 馬來三分と推測するも實に不可あることある可し果して然らば日本建國民族の故郷は
 何處ぞ福建省(閩越)廣東省(南越)廣西省及貴州省(百越)の中ふ存するの是等總て風俗に於
 て胡七馬三の命名ふ適せず寧ろ中華に髣髴たり況して南蠻化外の名稱と擔へるふも拘らず
 江西省(吳)及浙江省(越)と均しく日本建國の時代ふ在りては内地則ち中央支那との交渉萬
 藤ふ寧日なりのしが如し左れば奚んぞ東海の島嶼と侵掠するの餘裕あらんや乞ふ聽け前漢
 書ふ曰く「(四十八)秦併天下略定揚粵置桂林南海象郡日適徙民與粵雜處十三歲至二世時南
 海尉任囂病且死召龍川令趙佗(南粵王趙國真定縣人也)語曰聞陳勝等作亂豪傑叛秦相立南海
 辟遠恐盜兵侵此吾欲與兵絕新道自備待諸侯變會疾甚且番禺負山險阻南北東西數千里頗有中
 國人相輔此亦一州之主可爲國郡中長吏亡足與謀者故召公告之卽被佗書行南海尉事黨死佗移
 檄告橫浦陽山湟谿關曰盜兵且至急絕道聚兵自守因稍召法詠秦所置吏呂其黨爲守假秦已滅佗
 卽擊并桂林象郡自立爲南粵武王高帝已定天下爲中國勞苦故釋佗不誅十一年遣陸賈立佗爲南
 粵王與剖符通使使和輯百粵毋爲南邊害與長沙接壤高后時有司請禁粵關市鐵器佗曰高皇帝立
 我通使物今高后聽讒臣別異蠻夷隔絕器物此必長沙王計欲倚中國擊滅南海并王之自爲功也於

是化乃自尊號爲南武帝發兵攻長沙邊敗數縣焉高后遣將軍隆慮侯竈擊之會暑滋士卒大疫兵不
 能喻領歲餘高后崩卽罷兵佗因此呂兵威財物賂遺閩粵西甌駱役屬焉東西萬餘里廼乘黃屋左毒
 縣稱制與中國侔」と是れ秦及漢時代に於ける支那江南地方の形勢ふして前代の情景は以て
 知り得べしと爲さずと雖も斯の如く四隣の侵略内地の交渉とのみ事ととる猛悍の志尙と馴
 致したる所以のものは前代の育成に因らずんばあらず乃ち知る周の末世より春秋戰國に於
 ける越人種の悻悍は是れ一時の悻悍ふ非ずして天性の勇武ふ基因せり而して海外と觀みさ
 るが如きも亦蓋し一種越人種の大體根性と稱す可きの粵地方の航外談は諸子百家の紙面に
 見ざる所なり果して然らば高天原の所在は是等の邊には非ざる可し然り非なり高天原の所
 在は交趾支那の東京地方なり抑も東京地方は昔日の交趾郡及日南郡地方ふして後漢書及前
 漢書ふ據るふ雒陽と隔ること交趾郡は萬千里日南郡は萬三千四百里なり其境域と求めん
 日南郡の最南部ふ北景縣(北方象林縣に接す)ありて馬萊半島の南端ふ連る是れ蓋し馬萊人
 種と胡人種の境界線なりしなる可し又史ふ徵せん唐書に曰く「(四十九)天竺國……………
 分東西南北中五天竺……………東天竺際海與扶南林邑接」晉書に曰く「(五十)林邑國本漢時象
 林縣則馬援鑄柱之處也去南海三千里……………其俗皆開地戶以向日至於居止或東西無足人性

凶悍果於戰鬪便山習水不開平地四時喧暖無霜無雪人皆裸露徒跣以黑色為美……自孫權以來不朝中國至武帝太康中始來貢獻又曰（五十一）扶南西去林邑三千餘里在海大灣中其境廣袤三千里有城邑宮室人皆醜黑拳髮保身跣行性質直不為寇盜以耕種為務一歲種三歲穫又好雕文刻鏤食器多以銀為之貢賦以金銀珠香亦有書紀府庫文字有類於胡喪葬婚姻同林邑矣又吳都賦曰（烏澹狼鹿夫南西屠僭耳黑齒之酋金鄰象郡之渠）南史亦曰（五十二）海南諸國大抵在交州南及西南大海洲上相去或四五千離遠者二三萬里其西與西域諸國接

林邑國本漢日南郡象林縣古越裳界也……其國有金山石皆赤色其中生金金夜則出飛狀如螢火又出瑤瑁貝齒古貝沈木香古貝者樹名也其華成時如鵝毳抽其緒紡之以作布而與紵布有不殊亦染成五色織為班布沈木香者土人斫斷積以歲年朽爛而心節獨在置水中則沈故名曰沈香次浮者棧香……晉成帝咸康三年逸死奴文纂立文本日南西卷縣夷帥范幼家奴嘗牧牛於山澗得鱧魚二化而為鐵因以鑄刀刀成文向石咒曰若斫石破者文當王此國斫石如斷蕪藥……宋永初二年遣使貢獻以陽邁為林邑王陽邁死子咄立纂其父復曰陽邁其俗居處為閩名曰干闥門戶皆北向書樹葉為紙男女皆以橫幅古貝繞腰以下謂之于漫亦曰都漫穿耳貫小環貴者著革屣賤者跣行自林邑扶南以南諸國皆然也其王者著法服加瓔珞如佛像之飾出則乘象吹螺擊鼓罩古貝織以古

貝為幡旗國不設刑法有罪者使象踢殺之其大姓號娑羅門嫁娶必用八月女先男求男由賤男而貴女同姓還相婚姻使娑羅門引婿見婦握手相付咒曰吉利吉利為成禮死者焚之中野謂之火葬其寡婦孤居嚴髮至老國王事尼乾道鑄金銀人像大十圍……扶南國日南郡之南海西大灣中去日南可七千里在林邑西有三千餘里城去海上五百里有大江廣千里從西流東入海其國廣輪二千餘里土地洿下而平博氣候風俗大較與林邑同出金銀銅錫沈木香象犀孔翠五色鸚鵡其南界三千餘里有頓遜國在海崎上地方千里城去海十里有五王並羈屬扶南頓遜之東界通交州諸賈人其西界接天竺安息徼外諸國往還交易其市東西交會日有萬餘人珍物寶貨無不有又有酒樹似安石榴采其花汁停瓮中數日成酒頓遜之外大海洲中又有毗鄰國去扶南八千里傳其王身長丈二頭長三尺自古不死莫知其年王神聖國中人善惡及將來事王皆知之是以無敢欺者南方號曰長頸王國俗有室屋衣服瞰粳米其人言語小異扶南有山出金露生石上無央限也國法刑人並於王前瞰其肉國內不受估客有往者亦殺而瞰之是以商旅不敢至平常樓房不血食不事鬼神其子孫生死如常人唯王不死扶南王數使與書相報答常遺扶南王純金五十人食器形如圓盤又如瓦壺名為多羅受五舛又如椀者受一舛王亦能作天竺書書可三千言說其宿命所由與佛經相似並論善事又傳扶南東界即大漲海海中有大洲洲上有諸薄國國東有馬五洲復東行漲海千餘里至自然大洲其上樹生火中洲

左近人剥取其皮紡績作布以爲手布與蕉麻無異而色微青黑若小垢汚則投火中復更精絜或作燈
 燈用之不知盡扶南國俗本裸文身被髮不製衣裳以女人爲王號柳葉……百姓以蕉蔗龜鳥禮
 國法無牢獄有訟者先齊三日乃燒斧極赤令訟者捧行七步又以金鑿雞卵投沸湯中令採取之若無
 實者手卽爛有理者則不又于城溝中養鱒魚……」と是等は年代に於て日本建國の世紀と
 去ること頗る遠しと雖ものゝる結果と生ずる原因お就て推測すれば亦以て東京地方お於け
 る日本建國時代の境界人情風俗習慣物産及文字等は容易に知り得可しと爲す抑も東京地方
 の民族たる西胡西戎西羌及諸越と同一種お屬し今日堅耐不屈と以て世界お名ある廣東民族
 則ち是れおして水戦并お陸戦お長じ豪邁の銳氣は往々おして進りて支那本部とも震動せし
 めたり彼の馬援鑄柱の大勳なるは固より論勿しと雖も支那建國以來各朝通じて英邁の主二
 三と出したるおも拘らす能く該地方と征伏したる者鮮なきは諸史自家の證する所にして些
 も疑なし夫れ然り東京地方は常に自動の地位お立ちて我より侵掠挑戰すると本相とし他よ
 り犯撃と蒙りたることは稀あり是れ蓋し周時代より馴致したる形勢おして廣東人種固有の
 傑悍も亦與つて力ある所なる可し左れば該地方近邊の民族は眼標と海外に措きたること少
 しとせず唯日本建國時代お比して世紀に隔ちありと雖も我正史に曰く（日本書紀欽明天皇

の四年）（五十三）……秋九月百濟聖明王遣前部奈率眞牟貴文護德已州巴婁與物部施德
 麻加可牟等來獻扶南財物與奴二口」と是れに由りて推測するお該地方の人種は百濟の如き
 東方遼遠の地と窺ふの勇氣ありしは明にして唯以て聖明王の遠征膽にのみ歸す可しと爲
 さずのゝる葛藤と惹起したる所以のものは扶南民族が百濟の累と爲したることあるお坐せ
 ずんば非ず乃ち扶南の民族の祖先たるもの其氣象の勇往なること亦縁て明ならずや森三
 溪君が史海お於て天孫人種と論ずるに當りて擧げられたる引證の如きも蓋し又是の一證た
 らん然れば天神の高天原の所在と斷言すれば日本建國者の解纜津と東京地方に歸するは
 眞あるの審判ならずや夫れ東方地方の形勢たる青位は灣頭お海南島（扶南）と擁して遠
 く馬萊諸島と接吻し東北の方面は所謂（慶遠府（交趾日南二郡の跨）及思恩府（交趾郡）の連
 る所おして西南の荒野は胡人種古來の巢窟なり而して南天近く馬萊半島の南端と臨みて陸
 と西方に轉すれば東印度の陸手下に在り是れ則ち古代お於ける胡人種棲息の最極南おして
 馬萊人種の巢窟お接とる所なりしある可し故お多少の馬萊人種も雜居せしならん若し然
 らずととも比隣感化の自然力お由りて幾分の馬萊人種の風俗お染みたること疑なし則ち
 其一端として該民族中お文身及涅齒と爲すものあるお至りたること論勿ある可し然れども

苗裔あして祖先の性情と悉く耗滅すること能はざるは遺傳性理の保てる所あるが如く亦胡人種たるの固有質は依然として永存せり是等の事は引證(五十二)と一讀せば求めずして胸中み浮ぶなる可し是れみ由りて考ふれば東京地方は胡七馬三の風俗と有する唯一の土壤として異議なしとせん想ふ日本建國時代おける女尊男卑の風俗は東京流なる可く神字は則ち胡字(梵字を以て而して非なるもの)なる可く日本建國時代の勾玉白銅鏡及兩刃劍は胡産ある可く日本建國者の耳飾頸飾及腕飾等は亦是れ東京流なる可く而して涅齒及文身の俗は馬蒸風の東京様なるは屢お述べたるが如し其他類を以て引證(五十二)の叙事と日本建國時代の風俗を照せば其源泉同一ならんと感ずるもの尠ならず抑も論の是の極ふ及べは斷乎として天神の高天原の所在は東京地方なりと叫ぶも不遜おは非ざる可し。

十四節 日本建國者の日本國經營

伊弉諾尊伊弉册尊の日本國占領は天神の詔訓お出でしものなり日本建國の時代お於ては天神の威徳蓋し赫如として西南部支那と奄有し中央支那と嚮動し又西北亞洲と交通したるが故に嫡統ある兩尊お滄溟征略と授けて東洋の要衝と占むる島嶼と探索し侵掠せしめたるものなる可し余はのゝる論決と爲す可き史證と發見とる能はずと雖も讀者若し伊弉諾尊が建

國大成の後お至りて頻りに天へ通航し又西南部支那及長白山半嶋に向て鎮將と派遣したるの事蹟お就て一考せば是の説と首肯せん。

日本建國者が最初降臨したる個所は磯馭盧嶋なりとも磯馭盧嶋とは日本國の何處の邊と稱するの神代紀纂疏お從へば淡路島の西北隅の小島なり磯馭盧嶋記に因れば所謂胞嶋則ち今の繪島なり是れと要するに皆以て淡路島の近邊なりと爲して疑と入れず磯馭盧嶋と解して胞衣嶋の意義と謂ふは今日お於ける史家の常套あり是れ史の真相と知らざるの説なりとす之も古事記の叙する所と聽け曰く(五十四)……………故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以畫者青海原搯許哀呂許呂邇畫嶋而引上時自其矛末垂落之盤累積成嶋是即於能基呂島於其嶋天降坐而見立天之御柱見立八尋殿……………伊耶那岐命詔我身者成而成餘處一處狂故以此吾身成餘處刺塞汝身不成合處而以爲生成國土奈何伊耶那美命答曰然善……………生子水蛭子此子者入葦船而流去次生淡嶋是亦不入子之例於是二柱神議云今吾所生之子不良猶宜白天神之御所即共參上謂天神命令天神之命以布斗麻邇爾ト相而詔之因女先言而不良亦遠降改言故爾返降更往廻其天之御柱如先於是伊耶那岐命先言阿那邇夜志愛哀登賣哀後妹伊耶那美命言阿那邇夜志愛哀登古哀如此言竟而御合生子淡路嶋……………と本文には比喩の詞句多く甚

だ惑ふ可きものあり然れども陸土経略の常則と揣摩して偶言の據る所と覩れば眞の形蹟瞭然たらん凡そ野蠻時代の詞句は概ね廣汎る意味と有し其癡瘡の去り難くして古史家の筆端と扼するは往々あして見る所乃ち本文の所謂「生」なる詞句は今日の所謂「爲」「成」及「作」なる詞句の意義と併合し發見經營製作産出及是等比類の舉動一般に適用したるが如し本文が島嶼經營と指して生子と録したるは蓋し是の一例なり予ある古語が概漠なる意義と有することは既に二節に於て辨じたるが如し乃ち今日の所謂「子」のみを止まらざるなり且又是の廣誕なる意義と藉りて己れの所有權を屬する各個の物件をも適用せり故に本文の所謂水蛭子は世俗の解するが如く人物なるも非ず則ち一個の島名なり淡島と共に放棄したりと謂ふ事實も因りて推測するも亦明白なり淤能基呂島なる字句は固有名詞も非ずして寧ろ普通名詞なり其意義と探るに私記證して自擬之島なりと録せり因て知る淤能基呂嶋は偶然着岸したる陸土の名稱も外ならざることと水蛭子とは如蛭子然として海中に委征たる小島の名稱なる可し淡嶋とは海洋の潮汐を覆はれて如淡然たる地面の名稱なる可し入葦船而流去とは水蛭子と以て人物に擬したるより起れる比喻ある可し兩尊が水蛭子島と棄て、舟を棹して漸く海岸と離るゝや願みて水蛭子島と眺望すれば恰も葦船の海面を浮べるの如く又

兩尊の舟の次第も遠ざかるは却て其葦船の流動するも似たるなる可ければ是の偶言も亦深趣あるものと謂ふ可し史家或は兩尊が葦船に御して水蛭子島と去りたるが如く解すれども是れ固より註説なり不入子之例とは放棄して占領せざりしと謂ふなり。

淡嶋の所在を關しては未だ一定の確説あると見ず而して古史家の稍信す可き説と求むるも淡嶋は淡路嶋の西北に在りて胞島を接近せる一小島なりと謂ふ説と以て直ちに認めて阿波國なりと爲す説との二つあり是等は蓋し其も實相と去ること遠し乞ふ必要に任せて引證と再喚せん伯耆風土記に曰く（相見郡那家西北有餘戸里有粟島少日子命時粟莠實離々即載彈渡常世國）日本書紀に曰く（其後少名彦命行至熊野之御碕遂通常世郷矣）或は曰く（其後少彦名命至淡路而緣粟莠者彈渡而至常世郷）と所謂粟島は淡島にして出雲風土記に従へは島根郡意宇郡及出雲郡等も在り而して伯耆風土記には相見郡も在りと記せり兩説孰れが是なるの蓋し古代に於ては伯耆及出雲なる國名の界限なかりしと淡嶋と稱する地方の廣漠にして今日の所謂伯耆の會見郡及出雲の島根意宇出雲三郡に屬する沿灣の兩岸一帯と総括せるも由りてのゝる相違と生せしなり淡島と粟島と謂ふは少名彦尊が稼穡精勵も際して是等の地方一帯へ粟と配植したるより普通の便宜と藉りたるもの熊野之御碕は出雲國意宇郡

みなり熊野坐神社則ち熊野杵築神社と位域と同ふと淡路は普通名詞にして淡島に通ずる路若しくは兩側潮淡の覆ふ所となりて恰も淡の形成したる路の意義にして紀伊國に隣れる淡路島と謂ふみ非ず是れ亦熊野之御碕涯隈若しくは灣中の小島と指せり乃ち三引證の記事は異句同義にして少名彦名尊の出船地は伯耆の西北端或は出雲の東北端も一定せり而して島根郡は所謂根の國にして彼の伊弉册尊の退隱地と爲りたるものなり又史と閱すれば石見及出雲北隣沿海の地は地神の諸時代と通じて深き關係と有せり因て想ふに兩尊が最初も占領したる土壤は出雲の東北部及伯耆の西北部沿海の處に在り則ち三引證も據て辨明したる淡島は其最初も占領したる淡島あるが故に水蛭子島も其比隣に存す可し然り而して兩尊の最初漂着したる島則ち磯敷島は出雲國の東北部に歸せざるを得ずとも黒潮なる自然力の發作するが爲に西南部支那より日本國への航路は淡路國比隣よりは出雲國比隣も歸着すると見れば日本建國者の第一降臨地は出雲國地蔵岬比隣なりと斷言するも過言も非る可し。日本建國者は天神の命と領して滄溟に航し樞要の島嶼と搜索するに際して偶然雲石沿岸へ漂着し日本國の形勢宛として東洋の咽喉と占むるに垂涎して直ちに侵略の從事せしが當時東京地方は女尊男卑の風氾濫として萬事の處理男子は常々女子の蹤後と蹈むの習なりしを

ば日本國占領の第一着歩の如きも女性伊弉册尊に權略と自用して占領の祝辭すらも己れ先づ唱へたり然るに經營意を任せず既も進路したる水蛭子及淡島とさへ放棄して天へ歸航しけり左れば天神は其上奏と聽きて改めて參謀長を詔して謀と卜せしめ伊弉册尊の策略自用と以て不可なりと爲し更に敕して百般の謀計を伊弉諸尊の節度に委ね再び渡航して以て日本國占領の功と全らしめんことと諭せり是に於て兩尊は第二遠征に向て出發したり是等は正史の證する所にして論勿なる可し抑も第二日本渡航に際して兩尊の降臨したる磯敷島は何處ぞ是れ亦出雲國の東北部に在るの。

古事記が所謂(更往迴其天之御柱如先)の詞句より考ふれば第二降臨地は第一降臨地と同一の個所なるが如しと雖も是れ蓋し古事記著者の時代に於ても既も日本建國者の降臨地の明白ならざりしが爲め唯一個所なりと臆定したる古事記著者の過失も據らん乞ふ(生子淡道嶋)なる詞句と斷味せよ是れ第二日本占領の第一着歩を得たる陸土にして是の淡道嶋は今日の所謂淡路國なり而して次に侵略したるは今日の所謂四國なるに由りて推測するに日本建國者の第二降臨地は神代紀纂疏或は磯敷廬嶋記の所謂磯敷廬嶋にして則ち淡路國の西北隅に位する胞島なり夫れ然り日本建國者の第二日本侵略は紀淡海峽の方面より着手した

り。古事記云曰く(五十五)生子淡道島亦名謂淡道三穗之狹別次生伊豫島此島者身一而有四面每面有名故伊豫國謂愛比賣岐國謂飯依比古栗國謂大宜都比賣土左國謂建依別次生隱岐之三子島亦名謂天之忍許呂別次生筑紫島此島亦身一而有面四面每面有名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂速日別日向國謂豐久士比泥別次生佐度島亦名謂建日別次生伊伎島亦名謂天比登都柱次生津島亦名謂天之狹手依比賣次生大倭豐秋津島亦名謂天御虛空豐秋津根別故因此八島國然後還座之時生吉備兒島亦名謂建日別次生小豆島亦名謂大野手比賣次生知訶島亦名謂天之忍男次生兩兒島亦名謂天兩屋

又曰く(五十六)既生國竟更生神故生神名大事忍男神次生石土毗古神次生石巢比賣神次生大戸日別神次生天之吹男神次生大屋毗古神次生風木津別之忍男神次生海神名大綿津見神次生水戸神名速秋津比古神次妹速秋津比賣神此速秋津比古速秋津比賣二神因河海特別而生神名沫那藝神次沫那美神次類那藝神次類那美神次天之水分神次國之水分神次天之久比奢母智神次國之久比奢母智神次生風神名志那都比古神次生木神名久久能智神次生山神名大山津見神次生野神名鹿屋野比賣神亦名謂野椎神此大山津見神野椎神二神因山野特別而生神名天之狹土神次國之狹土神次天之狹霧神次國之狹霧神次天之閻戸神次國之閻戸神次大戸惑子神次

大戸惑女神次生神名鳥之石楠船神亦名謂天鳥船神次生大宜都比賣神次生水之夜藝速男神亦名謂火之眩毗古神亦名謂火之迦具土神因生子美耆發見灸而病臥枉多具理邇成神名金山毗古神次金山毗賣神次於尿成神名瀨都波能賣神次和久產巢日神此神之子謂豐宇氣毗賣神故伊耶那美神者因生火神遂神避也凡伊耶那岐伊耶那美二神共所生島壹拾肆神又島神參拾伍神日本建國者の侵略したる陸土の順序は本文に因て瞭然なるべければ余は敢て贅評せず案するに日本建國者の領域は琵琶湖以西を止まり信越奥羽の方面則ち東方一帯は人皇崇神天皇及景行天皇の時代に至る迄概して化外ありしなり是れと古史を徴すれば瓊々杵尊の西征の際して大國主神は直ち大政を奉還せしが其季子健御名尊は父の歸須を非とし自ら至尊の重位を蹈みて日本國朝鮮國及西南支那を統轄せんと欲して皇軍を抗抵せしむば乃ち瓊々杵尊の神將武甕雷之命之れと討ちて連戦皆克ち終に信濃國諏訪湖邊へ追窮し迫撃して誅戮したる事實と古語拾遺に所謂(五十七)天宮命更求沃壤分阿波齋部率往東土播殖麻穀好麻所生故謂之總國穀木所生故謂之結城郡阿波齋部所居便名安房郡)則ち神武天皇の世に於ける東方經營の痕跡を存するもののみ蓋し東方は景行天皇以前に在りり反覆常なりしなり。

本文に所謂亦名は其島おける土人の酋長おして新任の島守神と遣して其頭と抑へたりと見ゆ故お曰く島神參拾伍神。

國土と征伏して後は是れが區劃と爲して守護地頭と定めたることは鏡面お映するが如く明瞭なり唯乞ふ疑はしきものと述べんの海神とは海島神の意の水戸神とは港島神の義の風神とは風島神の意の木神は木島神の義の山神は山島神野神は野島神の神は普通の島神の是れ輕忽お保し難き判識なりと雖も海島は海中の嶋港島は港河多き島風嶋は嵐多き島木島は森林に富める島山島は巒嶽重疊せる嶋野島は平野の廣漠たる島而して唯の嶋は其餘の総稱と見る可きのは是れ亦確答す可らざるなり然れども山野河海風土の形勢お從ひて守護地頭の職掌に差異あればある區分も用なきおは非ず彼の海神大綿津見の守護國は所謂海島なる可きのは是れ實に琉球國と指し而して大綿津見の子孫は琉球國王位と世襲して天孫氏と稱せしが終に保元年間源爲朝お降伏して琉球王位と其子敦尊則ち舜天王お讓れり是お因て察するに海神は海島神の意義なり果して然らば他の推測も亦全く邪なりと謂ふと得ず。

十五節 日本建國者の朝鮮北隣及西南部支那比隣經綸

日本建國者は既お内治と經營して全く其績と擧ぐるお及び終に十節お於ける引證お敘せる

が如く天照太御神として皇國と繼承し大和國の高天原に在りて自ら内國と統御せしめ月夜見神と遣して天神と共に西南部支那比隣則ち常世國と管領せしめ素盞鳴神と遣して朝鮮比隣と管領せしめたり約言すれば日本天皇大和國高天原に在りて内外に照臨し常世管領海原管領相兩立して以て是れが羽翼たりしと謂ふ可し月夜見尊の常世國經綸は史お徴して勳功と揚叫すると能はずと雖も音無きこと是れ則ち泰平無事の治蹟と擧げたる證ならずや素盞鳴尊の朝鮮經綸お關しては日本書紀に曰く「(五十八)是時素盞鳴尊帥其子五十猛神降到於新羅居曾尸梨之處乃與言曰此地吾不欲居……初五十猛神天降之時多將樹種而下然不殖韓地盡以持歸遂始自筑紫凡大八洲國內莫不播殖而成青山焉所以稱五十猛爲有功之神即紀伊國所坐大神是也」或は曰く「(五十九)素盞鳴尊曰韓鄉之島是有金銀若使吾兒所御之國不有淨寶者未是佳也乃菝鬚鬚散之既成杉又菝散胸毛是成槍尻毛是成被眉毛是成樟已而定其當用乃稱之曰之杉乃櫟樟此兩樹者可以爲淨寶槍可爲瑞宮之材板可以爲顯見ウツキアヲヒトクサノナギツクセキツサム生與津乘戶將臥之具夫須噉八十木種皆播生……于時素盞鳴尊之子號曰五十猛命妹大屋津姬命次抓津姬凡此三神亦能分布木種……」鬚鬚は其形杉葉に類し胸毛は槍葉お類し尻毛は被葉お類し眉毛は櫟樟葉お類す故に鬚鬚胸毛尻毛及眉毛等の字義と藉りて素盞鳴尊が自ら培植したる杉

檣被及檣樟の繁茂と形容せり浮寶は浮橋に等しく則ち船なり瑞官は宮殿なり奥津棄戸將臥之具は棺槨なり曾戸茂梨は新羅の地名なり。

本文と案ずれば素盞鳴尊及其子五十猛神が韓地へ往來したること疑なし而して夫れが爲め日本國の農工商三業の著しく進歩したること亦疑なし。

伊弉册尊は建國後間もなく伊弉諾尊と不和と生じて遂に根の國へ退隱し終ふ其處お没したり之お反して伊弉諾尊は依然として建國後の國是畫策お精勵し往々東京地方則ち天へも渡航したり而して終ふ高天原お崩じ玉ひぬ丹後風土記に曰く

〔六十〕與謝郡郡家東北隅方有速石里此里之海有長大石前長二千二百二十九丈廣或所九丈以下或所十丈以上二十丈以下先名天梯立後名久志濱然云者國生大神伊射奈藝命天爲通行而梯作立故云天梯立神御寢坐間仆伏仍怪久志備坐故云久志備濱此中間云久志自此東海云與謝海西海云阿蘇海此二面海雜魚具善佳但始乏少

梯(ハシ)橋(ハシ)及階(ハシ)は総て音通ふして根原の意義相等し乃ち天梯立は天橋立なり而して天橋立は天浮橋立の略語ならざるを得ず抑も天の東京地方なることは已お知れたるが故お丹後國の濱より天へ通行せんお用ゆ可きものは唯船あるのみ因て想ふお梯作立なる

詞句は浮橋(船)作立則ち船製造の意義と含めり之れお由りて推測するお天梯立は伊弉諾尊の造船所なりしなり或は曰く是の記は天と大空お在りと考へ而して土地の形狀梯の如きと觀て發したる古人の想像説なりと然れども天梯立の地位は出雲石見等と均しく北方の沿海なれば西南支那へ航行するお極めて便宜なり故お是の記は寧ろ實説と轉訛して朦朧の觀と爲したるものなりと判せんお凡そ古史お在りては國と人物の如く記し狹長と細高の如く録し實體と幻影の如く叙し形容窮まりて眞跡も終に謬傳の委と呈とること決して珍しとせず左れば天梯立と以て日本建國者の造船所の遺跡と爲すは蓋し正確の判識なる可し又よしや數歩と讓るも古代に於ける天へ通行の要港にして船舶の常お碇泊したることは疑なし乃ち是れと以て伊弉諾尊が天へ往復したる事實の證とす。

伊弉諾尊の墓地は出雲伯耆の堺なる比婆之山おして伊弉册尊の墓地は紀伊國熊野之有馬村なりとは史の歴々として證する所なり。

結 論

日本建國者は日本國朝鮮國比隣及西南部支那比隣と奄有したり版圖の廣き亦盛なりとせざらんや而して是等の領域は時に消長有りと雖も概して神代と通して失墜に歸せず又神武天

皇の中興に因りて倭御大に張れり後いつの朝鮮國比隣及西南部支那比隣共外邦と化し去り崇神天皇の徳化神功皇后の威嚇と以てして朝鮮國比隣復我附庸と爲りたりと雖も西南部支那比隣は遂に回らず推古天皇の世に及んでは朝鮮國又我手と離れて遂に唐に内附せり時宗の智秀吉の略支那朝鮮と折破して蹂躪して空しく大名と揚げ豪活餘り有つて獲る所は粉粒も莫し賄と中世に縦横すれば卓蹟の快あるもの多々一藩主の南歐と狙へる一藩臣として濠洲と窺へる浪士の身暹羅の政權と左右せる漂着の水夫が米土の酋長たりし一商人濠洲の領土と有し後捕虜と爲りて却て日魯の交親を媒せる孤俠隻手も睡して葡萄牙の臺灣太守と擒にせる寧ろ日歐通信の緒と出せる又彼の源家の八郎は琉球と略し九郎が鞆鞆を漂ひて歐亞の天地と捲席したる是等總て誰の聞きて感激せざらんや而も一個人の大功以て國家の榮譽と爲す可きも必竟版圖の擴張を關せず皇政復古の曉神風競んとして朝鮮の狂濤臺灣の逆潮あり好機攫まんとすれば支那全土とも掌上を弄し得たらんに廟議合せずして事遂に成らず隆盛西海を没して勇圖久しく黙と彼の大海の一滴建國時代の版圖の遺點として珍重近時及びびたる樺太全土と擧げて魯を贈るに至り而して西南部支那に至りてはあわれ既に紅鬚の弊に陥りて今も依然たり。

日本書紀曰く(六十一)大己貴神獨能巡遊遂到出雲國乃與言曰夫葦原中國本自荒茫至及磐石草木成能強暴然吾已摧伏草木和順遂因言今理此國唯吾一身而已其可與吾共理天下者蓋有之乎于時神光照神忽然有浮來者曰如吾不在者汝何能平此國乎由吾在故汝得建其大造之績矣是時大己貴神問曰然則汝是誰耶對曰吾是汝之幸魂奇魂也大己貴神曰唯然迺知汝是吾之幸魂奇魂今欲何處耶對曰吾欲住於日本國之三諸山故即營宮彼處使就而居此大三輪神也……〔古事記曰く(六十二)……於是大國主神愁而告吾獨何能得作此國耶是時有光海依來之神其神言能治我前者吾能共與相作成若不然者國難成爾大國主神曰然者治奉之狀奈何答曰吾者伊都岐奉于倭之青垣東山之上此者坐御諸山上神也〕と是れ鎮韓將軍則海原管領として大己貴と助けたる豪傑大三輪之神(神后皇后征韓の際し是の神と祭りて成功と祈れり)歸の條なり。古事記に曰く(六十三)御毛沼命者跳波穗渡坐于常世國稻氷命者爲妣國而入坐海原也〕妣國は新羅と云ふ姓氏錄に従へば(新良貴稻飯命之後也於是新良爲國王)因て知る可し本文は神武天皇の輔翼常世管領御毛沼命及海原管領稻氷命が赴任の條なり。乞ふ驟眸せよ諾冊二尊より神武天皇に至る列聖豪邁の資と以て内外を臨御し其間常世管領の英遂なるもの月夜見尊少名彥那尊及御毛沼命あり海原管領の傑烈なるもの素盞鳴尊大三

韓辱及稻飯命あり彼の朝鮮の建國者檀君は素蓋鳴尊の男五十猛神なりと謂ふ。
嗚呼上世何を豪傑多き近代少しく恥ぢざらんや抑も今日の日本民族は能く建國時代の版圖
と恢復して亞細亞民族の盟主ふ立ち遂ふ世界の覇權と握り以て奠して祖宗の靈と祭るや否
や。

日本建國之真相 終

明治廿六年十月一日印刷
同 年十一月四日發行

(定價十五錢)

著作者

本郷區元町二丁目六十六番地肥紫屋寓

荻村金三郎

發行者

本郷區元町二丁目六十六番地肥紫屋寓

梅村律太郎

印刷者

本郷區湯島一丁目十三番地

松本秋齋



發兌書肆

日本橋區通三丁目

丸善株式會社書店

神田區裏神保町

敬業社

外2328

質捌書肆

東京神田區宮本町

叢書閣

同 表神保町

中西屋

同 日本橋通一丁目

大倉書店

同 京橋區銀座四丁目

博聞社

横濱辨天通二丁目

丸屋書店

大坂心齋橋筋北久寶寺町

丸屋書店

長崎引地町

鶴野書店

京都河原町通二條下

大黒屋書店

青森縣青森米町

日新堂

名古屋本町三丁目

川瀨代助

2103
0-25

1

210
0-75

(M)

001595-000-9

210.3-025

日本建国之真相

荻村 金三郎/著

M26

ACB-4199



